

CNN ニュース

No.123

プライバシー
インターナショナル
ジャパン (PIJ)
国民番号問題検討
市民ネットワーク
Citizens Network Against
National ID Numbers (CNN)

季刊発行
年 4 回刊

■ 巻頭言 ■

既得権者を懲らしめる政治でよいのか？ 弱者に寄り添う政治の衰退

7月の参院選では、SNS（ソーシャルメディア）を使った「既得権者を懲らしめる政治プロパガンダ」が大流行りだった。アメリカのトランプ政治手法をマネたのだろう。

外国人をターゲットに攻撃する。給付の仕方での再分配政策を批判する。マイナンバーで個人や世帯の金融プライバシーの国家管理を叫ぶ。コメ問題で農協を一方的に激しく攻撃する。実に多彩だ。

SNSは誰でも気軽に投稿（ツイート）できるのが利点。言論の自由を謳歌できるインフラが広がるのはいいねだ。だが、SNSが政治や選挙にも無秩序に入り込んでいる。客観性と問われかねない不確かな主張がネットを覆っている。繰り返される不確かなツイートの氾濫で、反射的に「真実報道」と思い込む人も少なくない。スマホ大好き層には、洗脳、思想強要にも近い。

リテラシー（情報倫理）教育の貧困、SNS投稿と公選法との整合性も問われる。SNSでの特定政党・政治家の推し活（fandom）も問題だ。アテンションエコノミーで収益を得ているケースではとりわけだ。

TVなど既存メディアには放送法の適用がある。まがりなりにも「真相報道」が求められる。

ところが、炎上を狙い SNS を使った投稿には放送法の適用はない。

ところが、TVの政党間選挙政策討論によっては、いびつさも目立つ。まず「外国人問題は超深刻！」のイメージづくりの映像を流す。その後、司会者が「外国人と仲良く共生を唱える」政党に意見を求める。こうした番組進行の作法は、放送倫理に反するのではないか。とりわけ意識高い系（ウオーク／Woke）の人たちには、偏頗と映るはずだ。

頭を冷やすことも大事だ。介護、農作業、建設作業・工事などでは、いまや外国人がいないと成り立たない。近所に「自分は、外国人に介護して欲しくない！」という高齢者がいる。外国人排斥万歳の政党に投票したという。年金暮らしだから、消費税廃止は大賛成だという。「物取り主義」、ポピュリストの典型だ。

日本人ファースト！わからないでもない。だが「産めよ、増やせよ」は至難。アメリカのような経済大国は、鎖国政策でも生き残れる。だが、日本は生き残れない。生き残れても、「鎖国」では貧しくなる。正論、とは思えない。「物」だけでなく、「人」の資源を豊かにしないと、この国の未来はととても暗くなる。

そのうち、英語教育は要らない！デジタル化も要らない！日本語のできない外国人は運転免許を取らせない！移民の日本国籍取得には日本語の検定試験合格が必須、に動くかも知れない。とまらない、とめられない保守・反動化では、日本沈没、世界最貧国への転落は避けられない。

◆ 主な記事 ◆

- ・ 巻頭言～既得権者を懲らしめる政治でよいのか？
- ・ 現名古屋市長の南京市との交流再開に前向き
- ・ アメリカの AI／ディープフェイク規制を深掘りする
- ・ 市民社会の新たな敵：『スラップ訴訟』（2・完）
- ・ 【論評】：ダークパターン記事とは何か

2025年 10月13日

PIJ 代表 石村 耕治

最新のピース（平和）大好きニュース

広沢現名古屋市長に、河村前名古屋市長の発言で 停止した中国・南京市との交流再開に期待する

CNNニュース編集局

名 古屋市の広沢一郎市長は 2025 年 8 月 4 日の市役所での定例会見をした。そこで、友好都市提携を結ぶ中国・南京市との交流再開に意欲を示した。

2012 年に河村たかし市長（当時）が「南京大虐殺」を否定する発言をした。この発言に中国側が反発、両市の公的交流は停止したままとなっている。



(Public use)

広沢市長は会見で「交流が途絶えているのは非常に不幸なこと」、「早期に交流再開されることが望ましい。丁寧に進めていきたい」と話した。また、南京事件に関する見解については「国と同じく、いろいろな意見があるというのに尽きる」と述べるにとどめた。

名古屋市と南京市との交流は、1972 年の日中国交正常化や 78 年の日中平和友好条約が契機。78 年に市民間の相互理解や友好親善を目的に南京市と友好都市となった。その後も様々な取り組みを続けた。

ところが、河村前市長が 2012 年、中国共産

党南京市委員会の訪日代表団に、日本軍による略奪や非戦闘員殺害があった南京事件について「事件はなかったのではないかと」発言。両市間の公式な交流がストップした。

名古屋市議会の超党派による議連は、関係修復を目指し 2018 年や 19 年に南京市を訪問。今回は、在名古屋中国総領事館の協力を得て、同市超党派議連は、南京市役所を訪れ、広沢市長の親書を渡す計画を立てたが不発。今後も「夢負けるものか！」で道を拓いて欲しい。

道理をわきまえた人物はピース（平和）を愛する。もちろん暴力を肯定しない。煽って相手を刺激する不要な言動もしない。

放送法の適用のない SNS（ソーシャルメディア）で、国のトップを「汚物」呼ばわりする弁護士資格を持つ新人国会議員まで出てくる。行儀が悪すぎる。老化に伴うヒステリーであったとしても、赦されないのではないか。

広沢市長は、社交ダンスやピース（平和）大好きなタイプだ。きな臭い話や不規則発言は似合わない。情報リテラシー（情報倫理）が欠ける御仁らと、もっと距離を置いた方がよい。劇場型、エンタメ政治は卒業しよう。

それから、広沢市長には、地域政党の減税日本の代表代行として、河村前市長が中途半端にした「名古屋市納税者権利憲章」制定の実現にこぎつけて欲しい。

零細事業者や生活者の中には、消費税の煩雑なインボイス制度や税金の調査に加え、各種市税や公的保険料の滞納で苦しんでいる。こうした弱い人たちに寄り添い、市税その他の負担金徴収で日本一フレンドリーな自治体を目指して欲しい。そのためには、市民税の減税に加え、名古屋市納税者権利憲章の採択が急がれる。



(Public use)

石村 PIJ 代表に聞く

アメリカの AI / ディープフェイク規制を深掘りする

州主導で進むアメリカの AI / ディープフェイク規制 政治的ディープフェイク規制の実情を米日で比べる トランプ政権は、リベラル偏向の AI 政策大嫌い

話し手 石村 耕 治 (PIJ 代表)

聞き手 CNN ニュース編集部

AI (人工知能) に関する話題が絶えない。AI 開発競争に勝つことファースト、利用促進が日常になると、負の側面への対応が怠りがちになる。AI をめぐっては、さまざまな難題に直面している。その1つが「AI の暴走から市民の権利をどう守るか」だ。おおまかに課題をあげると、AI の安全性、倫理、AI に挿入されるアルゴリズム (情報処理手順) の公平性評価・透明化、不適切利用の規制など。

生成 AI、不適切なアルゴリズムを使ってつくったディープフェイク投稿 (ツイート)、画像や動画など (表現物) が SNS (ソーシャルメディア) 上にばら撒かれ、拡散し、社会を揺るがしている。誰でも望めば、スマホと SNS で、比較的容易に世の中を操れる時代になったからだ。

ディープフェイクとは、「ディープラーニング (深層学習)」と「フェイク (偽物)」を組み合わせた造語。単に「虚偽情報」という邦訳のほか「深層偽造 (しんそうぎぞう)」という邦訳もある。混乱するといけないので、ここでは「虚偽情報」という邦訳を使うことにする。

いまや世界中で、生成 AI の暴走規制、SNS 上でのディープフェイク表現物の掃討対策が加速している。EU (欧州連合) は、2024 年に AI 規制規則を成立させた。2026 年までに全面施行の予定である。ただ、汎用的な AI モデルに対する規制や行動規範は、前倒しし、今年 (25 年) 8 月に発効する。

アメリカでも、州レベルでは、AI 透明化のための法規制がかなり進んでいる。生成 AI でつくられたディープフェイク投稿 (ツイート)、画像や動画など (表現物) の SNS プラットフォーム上での頒布・掃討などが中核を占める。とりわけカリフォルニア州 (加州) は、規制に熱心で包括的である。生成 AI の透明化規制はもちろ

んのこと、SNS プラットフォーム上でのディープフェイク表現物の頒布・掃討対策など多岐にわたる。EU (欧州連合) の AI 規制より一歩進んでいる。これは、加州には、社会正義 (social justice) を大事にするウオーク (woke / 意識高い系 / リベラル) な住民が多いことも一因である。リベラルな民主党所属のニューサム知事 (Gavin Newsom, 1967 年生まれ) がこの州を主導する。彼は、時期大統領候補と目される。

少し気になるニュースがあった。トランプ大統領は、ポピュリストの象徴である「減税」に熱心だ。彼の税制改正法の中身はもちろん「減税」が柱。税制改正法のタイトルは「大きく美しい 1 つ憲章法 (OBBA=One Big Beautiful Bill Act)」。

OBBA は 2025 年 7 月 1 日に、ようやく連邦議会下院を通過した。OBBA には秘か「連邦が 2035 年までの 10 年間諸州の AI 規制法を凍結する規定」が盛り込まれていた。だが、凍結規定は、連邦議会超党派の賛成でボツになったのである。

このボツになった「凍結規定」は、カリフォルニア州 (加州) など民主党主導の生成 AI の透明性・公正確保を目指す AI 規制法潰しを狙ったものと見られる。

トランプ氏は「俺は王様だ!」と叫ぶ。公正な AI 開発モデルや生成 AI の透明性を高める州規制法など大嫌いである。加州は、トランプ大王の最大の政敵、ギャビン・ニューサム (Gavin Newsom) 知事が率いる。経済規模で、加州は、名目 GDP が全米最大の州、わが国一国よりも大きい。しかも、州内には AI 開発を手掛ける IT 企業が集まる。幸いにも、(イヤ残念ながら?) トランプ大王の隠密の策略は失敗、日の目を見ることはなかった。

だが、トランプ大王は懲りない。新たな策略に動き出した。DEI (多様性、公平性、包摂性) ルー

ル順守に導くアルゴリズム（情報処理手順）を着装した AI の開発を続ける IT 企業は赦さない。そんなリベラル偏向ルールを自動的に順守させる AI 開発を押し付ける加州 AI 規制法は赦さない。大王様を不愉快にする州法は骨抜きにしている！というのだ。

大統領令を出して、連邦政府調達から、リベラル偏向 AI、そうした AI 開発を行う IT 企業を追い出す、と豪語する。7 月 23 日、AI の技術性を高めるイケイケドンドンの国家戦略『レースで勝てるアメリカの AI 行動計画（Winning the Race America's AI Action Plan）』を公表した。同時に、3 つの大統領令（Executive Orders）も出した。そのうちの 1 つは、「連邦

政府にはウオーク [意識高い系 / リベラル] は要らない（Preventing Woke in the Federal Government）」である。実に荒っぽい。

トランプ政権はどのような AI 政策を進めようとしているのか。トランプ大王が嫌うカリフォルニアをはじめとした諸州の AI 規制モデルはどうなっているのか。SNS プラットフォーム上に拡散する生成 AI でつくられ頒布されたディープフェイク（虚偽情報）掃討対策法制はどうなっているのか。わが国に学べるところがあるのか。アメリカの AI 規制の現状について詳しい石村耕治 PIJ 代表に、CNN ニュース編集局が聞いた。

（CNN ニュース編集局）

◆コンテンツ

- 1 アメリカの AI 政策の実情を学ぶ
- 2 トランプ大統領はリベラル偏向の AI 政策大嫌い
- 3 トランプ大統領、テクノリバタリアンを懐柔
- 4 AI 生成ディープフェイク（虚偽情報）規制を強める諸州
- 5 政治的ディープフェイク規制の実情を日米で比べる
- 6 アメリカ諸州の AI 規制 / SNS 規制法制を読み解く
- 7 「むすび」のひとこと

1 アメリカの AI 政策の実情を学ぶ

《アメリカでは、どのような AI 政策（促進 / 規制）を取っているのか、まず入口の話をして欲しい》

（石村）アメリカは、連邦国家である。だから、AI（人工知能）に対する公的規制は、連邦か、各州か、あるいは双方がかけることになる。現在、AI については、諸州の規制が先行している。結果、AI 法制がパッチワークになる。多州間で AI 開発ビジネスを展開する IT 企業、さらには雇用や業務に AI を使っているユーザーである企業にとっては、法的コンプライアンスが足かせとなっている面もある。

トランプ 2.0 政権は、「アメリカ・ファースト」。大統領は「関税男（tariff man）」を自認する。関税男は、高い税率の相互関税をかけるとアメリカの世界中の貿易相手国に脅しをかけた。実施の期限を定め、対米貿易黒字国へのアメリカ国内投資やアメリカ製品の購入のディール（取引）を促した。ディールに乗ってこない貿易相手国には、次々と高い関税率で脅しをかけた。だが、「相手が強けりゃ、引け！」で、ディール期限は度々延長された。「TACO（=Trump always chicken

out）／トランプはいつも尻込みして退く」と揶揄される理由だ。

わが国は、25 年 8 月 1 日期限前の 25 年 7 月 22 日に、トランプ政権とのディール（取引）に合意、一応決着した。その中身は、①対米直接投資を拡大（最大 5,500 億ドル / 約 80 兆円）し、②日本が農産物や防衛装備品などアメリカ産品を積極的に輸入することを条件に、③アメリカ日本から輸入する車や産品への関税を 15%（既存の関税 + 15% ??）にするというもの。8 月 7 日から適用された。財務長官は、ディールに「応じた振り」は赦さない。定期的に実施状況をチェックする。違反があれば直ちに 25% に引上げ、実施する、と脅すことも忘れなかった。意図的な「物忘れ」を先読みしてのことだろう。

このディール結果に、わが国内では賛否が渦巻く。「不条理なトランプ関税を成功体験にするな！」の批判も高まる。いずれにしろ、これが、わが国の「国力」に沿った「実績」なのではないか。わが国は反グローバリズムでは生きられない。だが、反グローバリズム・愛国主義を掲げるトランプ大王には表面から逆らえない。不条理なディールでも仕方ない。当初は「合意文書」すら

作っていなかったのだから。

「日本人ファースト」で鎖国、右ブレで悪酔いも、ホドホドにしないといけない。「日米安保条約から離脱?」、「核武装が安上がり?」。舞い上がってはいけない。どたい日米双方には国力に差があり過ぎる。跳ね上がりは、アメリカからの先制攻撃を覚悟しないといけなくなるかも知れない。イランが適例だ。頭を冷やして、新たな真珠湾攻撃など勇ましいことは考えない方がよい。

今の平和憲法を、アメリカ占領軍の押し付け、と言っではいけない。大事に守ること、それが、不条理な国際的武力紛争、からは「鎖国」し、国民を守ることにつながるはずだ。

いずれにせよ、トランプ相互関税交渉合意で、日本企業は、わが国内でのモノづくりやサービス提供よりも、アメリカ進出を奨励される。だが、アメリカ進出も至難だ。トランプ 2.0 政権の移民追放の政策で人手確保は容易ではないからだ。人手を AI ロボットに委ねるとなると、次は、AI 法コンプライアンスで苦労するのではないか。

《アメリカでレストランチェーンを展開しているとする。経営者は、事業者として、税金のことは当然いつも心配しているはずだ。しかし、AI の法規制が経営にどう影響するのかイメージするのは難しいのではない。その辺、具体的にわかりやすく教えて欲しい》

(石村) わが国で成功している飲食サービス企業が、アメリカに進出し、和食レストランを複数の州でチェーン展開するとする。そして、現地で、従業員の雇用面接に生成 AI を組み込んだ自動システムを活用するとする。この場合、企業は、進出する州の AI 規制法をしっかり勉強しないといけなくなる。各州の AI 規制がそれぞれ大きく違うからだ。仮にその企業に法務・雇用部門があるとする。日本人の関与弁護士がいたとする。それでも、アメリカ AI 法に関するコンプライアンス業務が大変になるのではない。英語で会話ができず、地域言語（日本語）しか使えない、しかもアメリカの AI 規制法に強くない関与弁護士では心もとないからだ。AI 法務に強い現地の弁護士事務所への支払がかさむはずだ。日本人ファーストの精神論（大和魂?）だけでは乗り切れない。

もっとも、トランプ相互関税交渉合意には、飲食サービスなどは投資リストにない。だから、トランプ関税との関連で AI 規制法の経営への影響

を点検するのであれば、飲食のような「サービス、でない方がよい。工業製品とか、電子部品のような「モノ」に投資し、対米進出するケース設定をした方がベターだ。

《AI 規制は、州ではなく、連邦が統一して規制すれば、問題が解決するのではない。どうして、連邦が規制する方向にならないのか。その辺について教えて欲しい》

(石村) 連邦憲法 6 条 2 項は、連邦法違反の州法は無効とする、と規定する。つまり「連邦法優先」、と書いてある。難しい言葉でいうと、「連邦に立法における先占 (preemption)」を認める。だから、AI 規制について連邦法で定めると、連邦法の規定とぶつかる州法の規定は無効にできる。

カリフォルニア州などは、民主主義を大事にするリベラルが政権を取っている。州民ファーストの政策を推し進める。州法で、州民の安全や人権確保を優先し、AI の暴走にストップをかけようと頑張る。

ところが、連邦のトランプ政権は、ビジネスファースト。中身があまりにも IT 企業寄りの連邦 AI 規制法を作ってしまうとどうなるだろうか。良識をベースに制定された州 AI 規制法が無効にされてしまう。AI の安全が確保できなくなる。AI の暴走から州民の権利を守れなくなる。

トランプ 2.0 政権は、リベラル大嫌い。一貫して「人権は要らない」のスタンスである。しかも、税制改正法に「諸州の AI 規制法を 10 年間凍結する規定」を忍ばせ、通そうとしたのである。幸いにもこの規定は連邦議会下院の超党派の反対でボツになった。

劇場型政治スタイルのトランプ政権下では、予知不能は常のことだ。だが、連邦が AI 規制を実施すれば、問題が解決するのではない。むしろ、この政権下では、逆に問題が出てくることは予知できる。「連邦法優先」ルールの「負の効果、が透けて見えてくる。

2 トランプ大統領はリベラル偏向の AI 政策大嫌い

《現在、連邦はほとんど AI 規制をしていないのはどうしてなのか、教えて欲しい。》

(石村) アメリカの場合、執行府（行政府）のトップである大統領の権限が驚くほど強い。AI（人工

知能) についても、議会が法律 (statutes) で規制することも、大統領令 (presidential directives) で規制することもできる。

もっとも、ひとくちに大統領令と言ってもいろいろある。

【ひとくちメモ】一目でわかるアメリカの「大統領令」

大統領権限を行使する重要な「典拠」としては「大統領令」があげられる。ひとくちに「大統領令 (Presidential directives)」といっても、さまざまなものがある。とりわけ、トランプ 2.0 政権の各種自国第一政策を読み取るには、次のものが重要である。
①大統領府令 (EO=executive order) 連番あり。憲法や制定法 (根拠法) を明記する必要あり。例えば、① EO 14155:WHO からの合衆国の脱退 [25 年 1 月 20 日署名] (Withdrawing the United States From the World Health Organization)、② EO 14158: 大統領府の政府効率化省 (DOGE) の創設・執行 [25 年 1 月 20 日署名] (Establishing and Implementing the President's Department of Government Efficiency)。なお、EO 一覧は、連邦官報 Web サイトにアップされる (2025 Donald J. Trump Executive Orders)
②大統領覚書 (Presidential memorandum) 番号なし。根拠法を明記する必要なし。例えば、①アメリカ第一通商政策 [2025 年 1 月 20 日署名] (America First Trade Policy)、②アメリカ第一投資政策 [2025 年 2 月 21 日署名] (America First Investment Policy)。なお、大統領覚書一覧は、大統領府 Web サイトにアップされる。
③布告 (Presidential proclamation) 連番あり。根拠法を明記する必要あり。例えば、① Proc.10887:2021 年議事堂襲撃事件判決・犯罪への恩赦 [25 年 1 月 20 日署名] (Granting Pardons and Commutation of Sentences for Certain Offenses Relating to the Events at or Near the United States Capitol on January 6, 2021)、② Proc.10896: 合衆国への鉄鋼輸入制限 [25 年 2 月 10 日署名] (Adjusting Imports of Steel Into the United States)。なお、布告一覧は、連邦官報 Web サイトにアップされる (2025 Donald J. Trump Proclamations) なお、大統領令は適切な手続を経て発出された場合には、新たな大統領令、議会の法律、または裁判所で取り消されない限り、法的拘束力を有する。

トランプ 2.0 政権の AI 政策は、前バイデン政権の政策とは真逆である。

前バイデン政権は、2023 年 10 月に「人工知

能 (AI) の安心、安全で信頼できる開発と利用に関する大統領令 (Executive Order on the Safe, Secure, and Trustworthy Development and Use of Artificial Intelligence)」(EO14110) を出した。この大統領令は、人間を優先させ、AI に対する連邦規制を強化する内容である。

しかし、再選されたトランプ大統領は、「リベラル、民主党、バイデン大嫌い」である。バイデン前政権の政策をすべてひっくり返す。それが彼の流儀である。

トランプ大統領は、就任直後の 2025 年 1 月、バイデン政権下で発令された前記大統領令 (EO14110) を撤回・無効にする新たな大統領令を発した。「人工知能における米国のリーダーシップへの障壁を取り除く大統領令 (Removing Barriers to American Leadership in Artificial Intelligence)」(EO14179) [DCPD-202500170.pdf] である。

このトランプ大統領令 (EO14179) では、「人工知能 (AI) 行動計画の策定」を掲げている (第 4 条)。とはいうものの、バイデン大統領令 (EO14110) で示したポリシー、規制等を直ちに直視す、つまり実質無効にする、というものだ (第 5 条)。

トランプ 2.0 政権は、25 年 7 月 23 日に、国家戦略『レースで勝てるアメリカの AI 行動計画 (Winning the Race America's AI Action Plan)』(以下『AI 行動計画』) を公表した。同時に、3 つの大統領令 (Executive Orders) に署名した。いずれも、AI の技術性を高めるイケイケドンドンの内容である。

【ひとくちメモ】トランプ 2.0 政権の包括的な AI 国家戦略

25 年 7 月 23 日に発表されたトランプ 2.0 政権の包括的な AI 国家戦略である『AI 行動計画』は、3 本柱 (Pillars)、90 以上の項目からなる。また、同日、大統領は、3 つの大統領令 (Executive Orders) にも署名した。



(Public use)

《国家戦略：AI 行動計画》

タイトルは『レースで勝てるアメリカの AI 行動計画 (Winning the Race America's AI Action Plan)』。

この AI 行動計画では、AI を、軍事、産業、言論を左右する重要な技術と位置づける。AI の安全面・人権面を重視したバイデン前政権の路線を大きく転換した。AI 開発促進のための政府規制緩和

と国家支援強化にカジを切った。

念頭にあるのは国家主導で AI 開発を進め、アメリカを猛迫する中国の存在だ。中国の IT 企業が、低コストで高性能な DeepSeek (ディープシーク) に続き、アリババ集団や百度 (バイドゥ) といった IT 企業が、アメリカのオープン AI などの性能に匹敵する AI モデルを開発した。

今回、トランプ 2.0 政権が打ち出した戦略は中国への先端技術の輸出制限を強める一方で、友好国への AI 技術の提供で AI 市場を広げる狙いがある。



(Public use)

《3つのピラー（柱）から成る『AI 行動計画』の概要》

◎ピラーⅠ イノベーションの加速化

- ・連邦規制の壁の撤廃：連邦の諸機関に対して AI 成長を妨げるとされる規制を確認しかつ改正するかまたは廃止するように命令する
- ・AI システムにおける言論の自由の保護：契約する言語モデルがイデオロギー的偏見から自由になるように連邦政府調達ガイドラインを改定する
- ・オープンソースやオープンウェイトモデルの奨励：オープン AI 開発環境を促進する政策を支持する。
- ・労働環境：研修プログラムおよび雇用主による AI 関連教育に対する見返りを与えるための税制支援を拡大する。
- ・学術研究：ラボ・オートメーション、ナショナル・データセットおよび AI モデル評価を含む AI による学術研究の自動化に投資する。
- ・政府利用：AI 開発に関し、連邦諸機関の横断的連携を整備し、かつ、調達手段を拡大する。
- ・国防への採用：仮想実験場 (virtual proving ground) を確立し、かつ、国家緊急事態時、国防総省 (DOD) が AI インフラに優先的にアクセスできるようにする。

◎ピラーⅡ アメリカ AI インフラの構築

- ・改革の推進：データセンター、金融およびエネルギーインフラ構築の際の規制手続を簡略化する。
- ・電力グリッド開発：AI 関連エネルギー需要を支援するために全米電力グリッド確立および拡大の計画をたてる。
- ・半導体製造：チップ法に基づく投資および規制緩和による国内での半導体チップの生産を拡大する。
- ・熟練技能職組織：AI 関連に熟練した技術者の全米ネットワークを作り上げる。
- ・サイバーセキュリティ：AI に関する情報を共

有できる仕組みを構築し、かつ、安全なデザインの AI システムを推進する。

- ・事故対応：AI システムの失敗に全米レベルで対応ができる司令塔を構築する。

◎ピラーⅢ 国際 AI 外交および安全保障

- ・アメリカ AI 技術の輸出：同盟国にアメリカの AI ソリューションを輸出する産業コンソーシアムを支援する。
- ・外国の干渉への対応：国際 AI 基準団体へのアメリカの参加を拡大し、かつ、AI 秩序の権威主義的な支配に対抗する。
- ・輸出コントロールの実施：先端コンピュータや半導体技術流失の監視および制限を強化する。
- ・国際協調：AI 輸出コントロールおよび保護措置に関する多数国間協定を推進する。
- ・国家安全保障評価：フロンティア AI モデルや外国 AI 技術に関する潜在的风险にアクセスするためのプログラムを確立する。
- ・バイオ安全措置：合成生物学 (synthetic biology) や核酸合成 (nucleic acid synthesis) における悪意ある AI 利用に対する安全措置を構築する。

トランプ 2.0 政権は、莫大な AI 投資の経済効果を強調する。だが、総花的な AI 開発推進は、計画倒れの危うさをはらむ。

《3つの大統領令》

AI の開発には、半導体、データセンター、電力源確保、AI モデル、といったハード・ソフト両面からの政策が必要になる。そこで、トランプ大統領は、次のような 3 つの大統領令を発した。

- ①データセンター建設の連邦許可の迅速化 (Accelerating Federal Permitting of Data Center Infrastructure)
- ②アメリカの AI 技術スタックの輸出促進 (Promoting the Export of the American AI Technology Stack)
- ③連邦政府にはウオーク [意識高い系／リベラル] は要らない (Preventing Woke in the Federal Government)

番号なし。根拠法を明記する必要なし。例えば、①アメリカ第一通商政策 [2025 年 1 月 20 日署名] (America First Trade Policy)、②アメリカ第一投資政策 [2025 年 2 月 21 日署名] (America First Investment Policy)。なお、大統領覚書一覧は、大統領府 Web サイトにアップされる。

①政府規制緩和で、AI 技術開発企業に必須な国内のデータセンター建設、必要な土地の認可や電力融通などのインフラ投資の後押しをする。②アメリカの AI 技術成果の同盟国への輸出を促進し、市場を拡大する。そして③政府が調達する AI モデルからリベラル思想を排除する。

ハード面では規制を緩和する一方、ソフト面、安全面ではトランプ流の言論統制を導入した。政府が調達する際の AI に「Woke（ウオーク）系お断り」、「偏向がない」ことを条件とした。ウオークは性的少数者の権利拡大などに熱心なリベラル派に対して侮蔑的に使われる言葉だ。大統領令に、こうした言葉を使うことに対しては眉を顰める声も強い。

連邦政府一般調達局が、AI の「中立性」をチェックする基準を策定する。DEI（多様性、公平性、包摂性）など基準を骨抜きにするためだ。政府調達に応募する AI 企業には、開発した AI が基準を満たしているか説明を求める。また、第三者機関による AI モデル評価も実施するとしている。

今回のトランプ 2.0 政権の戦略で、バイデン前政権や現在一部の州が定めている安全規制は事実上骨抜きとなりかねない。アメリカの IT 企業はほぼ手放して高度 AI を開発できるようになる。厳しい AI 規制を導入した欧州連合（EU）や、新法を制定した日本と対照的だ。一方、中国は、グローバルサウス（アップカミング諸国）を巻き込む、中国主導の AI 規制に意欲を示す。AI 規制づくりの国際協調は一層難しくなった。

トランプ 2.0 政権の AI 政策は、バイデン前政権の規制強化方針とは明らかに真逆だ。ビジネスファーストのトランプ政権は、AI に関する規制緩和と開発奨励に舵を切ったのである。言い換えると、連邦政府は当面、法規制は強めない方針に転換。結果、AI 開発の IT 企業や AI システムのユーザーは、自主的な AI に関するゆるい行動規範や倫理規範などを守ればいいことになった。

3 トランプ大統領、テクノリベタリアンを懐柔

《民主主義が大嫌いなトランプ大統領が、「テクノリベタリアン」に褒美を与えて自分に陣営に引き入れた結果、彼らはアメリカの民主主義を壊す側についてしまったようだ。アメリカの AI 規制は今後どうになってしまうのか、教えて欲しい。》

(石村) 2025 年 1 月 20 日に、首都ワシントン D.C で、トランプ大統領の就任式が行われた。就任式会場に、アメリカのビッグテック【GAMAM / ガーマム [グーグル社、アマゾン社、メタ (旧フェイスブック) 社、アップル社、マイクロソフト社]、ウーバー社など】のトップたちがそろい踏みをした。自国第一のトランプ税制で恩恵を受け、国際デジタル課税を嫌うトランプ大王に万歳三唱したのである。バイデン前政権、カマラ・ハリス候補を支持したメタのザッカーバーグ CEO にも参加。

再選されたトランプ大王に詫び、ひれ伏した。多額の政治献金をし、トランプ大王に忠誠を誓った。

彼らは、政府規制からできるだけ自由でいたい。彼らは、国境なきネット空間でデジタ

ル・ビジネスを展開し、進出地国／地域では消費や所得ベースでの税金を負担しないできた。だから、税負担はいまのままでいたい。彼らは、俗に「テクノリベタリアン (tecno-libertarian / 技術至上新自由主義者)」、「テックライト (tec right / 技術系右派) とも呼ばれる。

ところが、彼らテクノリベタリアンを標的に、各国が「デジタル課税」する国際計画の実施時期が迫っていた。「OECD の集団主権」の考え方で、税を分かち合う国際デジタル課税 (ベップス / BEPS=Base Erosion and Profit Shifting) プロジェクトである。

この国際デジタル課税では、世界各国に税金を納めることになるのはほぼアメリカのテクノリベタリアンである。このことから、トランプ 1.0 政権は、プロジェクトに抵抗し遅々として進まなかった。ところが、国際協調を大事にするバイデン政権に変わり、アメリカは、この国際デジタル課税プロジェクトに応じるようになった。

この国際課税プロジェクト実施寸前に、トランプ 2.0 政権が誕生した。この政権は「アメリカ人やアメリカ企業は税金を払わなくともいい。外国人や外国企業の税金を払ってもらおう！」のスタンスである。政権誕生後すぐに、彼らテクノリベタリアンと取引 (ディール) をし、彼らの注文に応じた。

トランプ大統領は、2025 年 1 月 20 日就任式当日に、2021 国際課税合意の第 1 の柱である「国際デジタル課税」交渉からの離脱 (withdrawal from OECD global minimum corporate tax agreement) [The Organization for Economic Co-operation and Development (OECD) Global Tax Deal (Global Tax Deal) -The White House] を宣言する大統領令 (Directive) を出した。

続いて、トランプ大統領は、2025 年 2 月 21 日に、DST (デジタルサービス税) 導入国や導入予定国に対し、先制攻撃をかけた。DST を実施すれば報



(Public use)

復興税をかけるとの大統領令を出し、脅しをかけたのである。

トランプ大統領からの忠誠を誓ったテクノリバタリアンへの褒美はさらに続いた。大統領令を出し、バイデン前政権が彼らテクノリバタリアンの莫大な AI 開発投資に連邦規制をかける方針にストップをかけたのである。

《話が前後するが、トランプ政権は、どうして、2025 年税制改正法（OBBBA）に「連邦が 2035 年までの 10 年間諸州 AI 規制法凍結する規定」を盛り込もうとしたのか、また、議会の反対で通過できず頓挫したが、この背景にはどんな事情があったのか教えて欲しい。》

（石村）トランプ政権が、諸州 AI 規制法を 10 年間凍結（フリーズ）する方針に転換したのには、いくつかの理由があると思う。頭に浮かぶ理由を一覧にすると、次のとおり。

- ①トランプ大統領が、大統領令（EO14179）で、AI 業界にゴーサインを出しただけでは、効力が弱いこと。つまり、法律で自分が出したゴーサインを補強したいこと。
- ②トランプ大統領の MAGA [アメリカを再び偉大にする] 政策に支持を表明したテクノリバタリアン、テックライト（tec right）に褒美を与えること。
- ③カリフォルニア州をはじめとした民主党政権の州（ブルーステイト）が多分に AI 規制強化の方針であることから、連邦法で諸州の流れにストップをかけようとしたこと。

与党の議会共和党は、いまや完全に「トランプ党」に近い。トランプ氏は、諸州の AI 規制、とりわけカリフォルニア州の AI 規制法を目の敵にしている。なぜかという、同州の AI 規制法は、AI 産業に偏向したアルゴリズム（情報処理手順）の採用を禁止し、徹底した透明化を求める。加えて、ソーシャルメディアの中核を占める X やメタなど SNS プラットフォーム事業者にディープフェイク（虚偽情報）の排除や運営の透明化を求め、悪質ユーザーに厳しい責任を求める。まさにトランプ氏が嫌う先進的（リベラル）、ウオーク（意識高い系）の内容だからだ。

連邦議会は、「人権要らない」のトランプ氏の意向を忖度したのであろう。2025 年税制改正法（OBBBA）に、連邦法で諸州の AI 規制を 10 年間凍結する規定を、秘かに忍ばせて、連邦議会の

通過を図ろうとした。だが、この策略は失敗した。

なぜ、うまくいかなかったか。そのワケを知るには、連邦の立法の仕組みが分からないといけない。

アメリカは議員立法だけの国。日本のように行政府の役人がつくった法案（政府立法／閣法）が立法府をバッコする国柄とは異なる。法案を読み込む連邦議員の目が肥えている。

諸州 AI 規制を 10 年間凍結する規定への反対は、野党である民主党議員だけでなく、議会与党、共和党議員にも多かった。連邦議会下院は、7 月 1 日に、ワケアリの 2025 年税制改正法（OBBBA）から諸州の AI 規制 10 年間凍結規定を「削除」するための投票を実施した。結果、99 対 1 の圧倒的多数で削除することになった。その後、2025 年税制改正法（OBBBA）は、下院で多数を占める共和党の賛成、7 月 4 日に大統領の署名を得て成立した。



（Public use）

一言でいえば、連邦議会は、ブルーステート [民主党トップの州] いじめの 10 年間凍結規定はやりすぎ、と判断したということだ。与党共和党も、最終的には、税制改正に便乗した姑息な手段を嫌ったわけである。

《アメリカはもちろんのこと、日本でも、SNS、つまりメタ、インスタグラムやユーチューブ（YouTube）などソーシャルメディア・プラットフォーム上に、AI で生成される虚偽のメッセージ、ディープフェイク画像や動画が洪水のようにアップされている。野放しはいけないと思う。一定の規制が必要だと思う。わが国の場合、テレビ（TV）のような伝統的メディアに対しては、放送法などの規制がある。この点、ソーシャルメディアの規制はどうなっているのか教えて欲しい》

（石村）今日、「ソーシャルメディア」は、AI（人工知能）やアルゴリズム（情報処理手順）など先端技術を幅広く使い、テレビ（TV）のような伝統的メディアを超える勢いである。ディープフェイク（虚偽情報）対策もますます大変になってきている。まず、以下のとおり、基礎知識を豊かにするために、「ソーシャルメディア」について整理して見た。

【ひちくちメモ】ソーシャルメディアの所在と分類、ディープフェイク対策

「メディア (media)」という言葉は、いろんな意味で使われる。次のように分けて考えると理解しやすいのではないかな。

情報の媒介者

- ①伝統的メディア[TV、新聞など]
- ②ソーシャルメディア[メタ、X、ラインなど]

②情報伝達／発信媒体／ツール

- ①記録メディア[USB、SD カードなど]
- ②伝達／発信メディア[電話、メール、ズームなど]

①情報の媒介者としての「メディア (Media)」は、インターネット (ネット) を使うか、使わないかで、大きく「伝統的メディア」と「ソーシャルメディア」に分けられる。「ソーシャルメディア」の分類の仕方にはさまざまある。正確に言えば、SNS (ソーシャル・ネットワーク・システム) は、ソーシャルメディアの1つである。

■ソーシャルメディアの所在と分類

①伝統的メディア【特徴:原則としてインターネットを使わない】	
【例】ラジオ、テレビ(TV)、新聞、雑誌	
②ソーシャルメディア【特徴:必ずインターネットを使う】	
SNS	メタ(旧フェイスブック/Facebook)、X(旧ツイッター/Twitter)、インスタグラム(Instagram)など
動画共有サイト	ユーチューブ(YouTube)、ティックトック(TikTok)、ニコニコ動画など
メッセージアプリ	ワッツアップ(WhatsApp)、ウイーチャット(WeChat)、ライン(Line)など
情報共有サイト	食ブログ、価格.com など、電子取引(EC)サイトのレビュー欄

②規制：政府規制／国民規制／自主規制

- ①伝統的メディアの放送事業者 (TV など) は、「政治的中立」などについて放送法で放送番組審議機関による政府規制や放送倫理検証委員会 (BPO) による国民規制
- ②SNS プラットフォーム事業者 (X、メタ、ラインなど) は、「政治的中立」などについて政府規制はなし。「公選法」による SNS を通じた「選挙運動」については、警察規制あり。他は、おおむね事業者による自主規制で、放任常態に近い。
- ③ソーシャルメディア (SNS 等) でのディープフェイク (虚偽情報) 対策
ディープフェイクとは、「ディープラーニング (深層学習)」と「フェイク (偽物)」を組み合わせた造語。単に「虚偽情報」という邦訳のほかに「深層偽造 (しんそうぎぞう)」という邦訳もある。

◎ディープフェイク (虚偽情報) の生成・頒布段階での対策

- ・ディープフェイクの生成、頒布を名誉棄損、肖像権侵害などで対応

民事上の不法行為に対する損害賠償請求、刑事罰【刑法の名誉棄損罪 (230 条)・信用毀損罪・偽計業務妨害罪 (233 条)、公選法上の虚偽事項公表罪 (235 条 2 項) など】

- ・ディープフェイクによる広告収入対策

SNS プラットフォームでは、ユーザーがアクセス数で収益 (広告収入) をあげられる仕組みにあっている。アテンション・エコノミー (attention economy) 【注目度や関心の高さ自体が価値を持つ経済】と呼ばれる。ディープフェイクは、広告収入目的であることも少なくない。とりわけ広告収入目的でディープフェイクを頒布する選挙活動や政治運動広告は、公選法とぶつかる可能性がある。

◎ディープフェイク (虚偽情報) の頒布・拡散段階での対策

- ・ソーシャルメディア・プラットフォーム事業者の免責要件の厳格化。つまり、ディープフェイクの削除・ユーザーアカウントの凍結などの強化。受忍義務違反に対する罰則の強化など。
- ・公的機関が対策を実施すると、憲法が保障する「言論・表現・報道の自由」とぶつかる。国民規制、自主規制であることから、対策の実施は事業者の手に委ねざるを得ない。

◎SNS ユーザー／消費者の情報リテラシーやファクトチェック態勢の強化

- ・「情報リテラシー」、つまり「情報倫理」の学びの場を広げること。これにより、SNS などに道理をわきまえてメッセージ、画像、動画、音声などの表現物をアップできるようにし、かつ、こうした表現物を批判的に精査し、客観的に受け容れる素養・判断能力を会得する機会を広く提供すること。言い換えると、SNS のユーザー／消費者が情報リテラシー (情報倫理・判断能力) を高め、自身で善悪を判断し、自己責任を負えるようにすること。
- ・SNS などで頒布・拡散されるツイート (投稿)、画像や動画、音声などの表現物を、客観的な事実に基づいて真実性・正確性を精査 (ファクトチェック) できる社会態勢を構築すること。
- ・ファクトチェックは、事後的対策である。このため、ファクトチェック結果を受け入れない層が出ることは避けられない。
- ・なお、ファクトチェックを公的機関が対策を実施すると、事前³検閲、ではないものの、憲法が保障する「言論・表現・報道の自由」とぶつかりかねない。

④「AI」と「生成 AI (generative AI)」の言葉、
はどう違うのか

- ・「AI」は、データ分析や予測を行う人工知能である。
- ・「生成 AI」は、新しいコンテンツをつくり出すことに特化した人工知能である。例えば、チャット GPT は、文書作成など特化した生成 AI の 1 種。
- ・なお、今回の対論では、2 つの言葉をはっきりと区別して使っていない。

《SNS 上の「フィルターバブル」や「リポスト」現象が問われている。ネット上の「言論空間」での「倫理」あり方、ソーシャルメディア上のディープフェイク（虚偽情報）の規制のあり方などを教えて欲しい》

(石村) テレビ (TV) のようなオールドメディア (伝統的メディア) は、放送法による政府規制を受ける。放送法 4 条は、TV やラジオなど放送事業者による放送番組の編集が「政治的公平」であることを求めているからだ。一方、SNS のようなニューメディア (新興メディア) には、こうした政府規制がない。X やメタ (Meta)、ユーチューブ (YouTube) など、SNS プラットフォームを運営する事業者 (プロバイダー) やその利用者 (ユーザー) は、憲法が保障する「言論の自由」、「表現の自由」を謳歌している。

わが国では、注目を浴びたい政党などが SNS でフェイク情報をまき散らしている。集票が狙いなのは明らかだ。そのフェイク大好き政党が「TV の報道番組が偏向している!」、「放送法 4 条の政治的公平、とぶつかる!」と大騒ぎする。SNS で、国のトップを「汚物」呼ばわりする弁護士資格を持つ新人国会議員まで出てくる。行儀が悪すぎる。老化に伴うヒステリーであったとしても、赦されないのではないか。伝統的メディアで「汚物」呼ばわりしたらどうなるか。こうした御仁は情報リテラシー (情報倫理) が欠けている。にもかかわらず、SNS ユーザーの情報リテラシー教育は暗中模索、法的規制の議論も遅々として進んでいない。

結果、SNS 上には、ディープフェイク (虚偽情報)、ファクトチェックが甘い誤情報のツイート (投稿) があふれかえっている。SNS プラットフォーム事業者 (プロバイダー) による自主規制、つまり、不適切投稿 (ツイート) の削除やユーザーのアカウント停止などがゆるいからだ。

しかも、SNS のアルゴリ



(Public use)

ズムで「フィルターバブル (filter bubble)」[自分が見たい情報だけがフィルターを通り抜ける。自分が見たくない情報はフィルターで自動的にじかれる] 現象があちこちで起きている。公選法すれすれのメッセージが自動拡散され、同じ好みの意見がネット上でクラスターになっている。

これは、SNS 上では、AI、アルゴリズムで、ユーザーの興味関心に基づいた情報ばかりを表示し、異なる意見や価値観にふれにくくする操作が行われているからだ。

フィルターバブル、つまり、SNS ユーザーを、フィルターにかけ、特定の意見に誘導し、情報の泡 (バブル) に閉じ込められた状態で大量動員する。こうした AI 技術で起きた出来事は数え知れない。

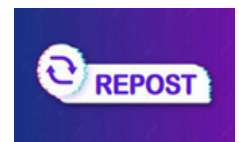


フィルターバブル
(Public use)

有名な出来事をあげて見よう。2016 年のブレグジット

(Brexit) 国民投票結果。2021 年に起きた米国連邦議会乱入事件にもフィルターバブルが使われていたようだ。ほかにも、陰謀論を背景にした新型コロナウイルスワクチンへの反発。

アメリカでも、公職選挙前や期間中に SNS プラットフォームに大量のディープフェイク政治メッセージや動画、真偽の怪しいニュースがアップされる。そうしたコンテンツやニュースは、AI / ボットに自動制御されたアカウントによって大量に拡散できる。いわゆる「リポスト (repost) / 再投稿」機能、現象だ。「リツイート (retweet)」ともいうが・・・。



(Public use)

ツイッターやインスタグラムなど SNS プラットフォーム事業者は、再投稿 (repost) 機能のついたアプリを提供している。再投稿 (リポスト) アプリは、政治的メッセージの発信にも使える。言論の自由や表現の自由を絶対視し一方的に優先すれば、リポストアプリの利用規制は難しい。

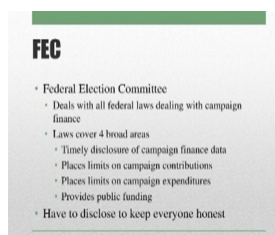
とは言うものの、政治的メッセージのリポスト放任では、世論や投票結果をゆがめる。公選法で選挙運動を厳しく管理するわが国では、とりわけ重い課題である。

《政治的ディープフェイク、メッセージのリポストとか、フィルターバブルとか、AI やアルゴリズムの暴走を、公職選挙法などで規制できないのか、アメリカの実情を教えて欲しい。》

(石村) 連邦には、1971年に制定された連邦選挙運動法(フィーカ/FECA=Federal Election Committee Act of 1971)がある。フィーカ/FECAのもと、連邦選挙委員会(エフイーシー(FEC=Federal Election Committee))が設けられている。ところが、エフイーシー(FEC)は、選挙管理業務はほとんどしない仕組みになっている。

これは、連邦憲法が「(連邦) 上院議員および下院議員の選挙を行う時、場所および方法は、各州においてその議会が定める」(1条4節1項)としているからだ。つまり、連邦の選挙運動は、州が規制するルールになっているからだ。

エフイーシー(FEC)は、選挙資金は報告徴収、規制が主な業務になっている。つまり、連邦選挙運動法(フィーカ=FECA)は、わが国の政治資金規正法にあたと見てよい。



(Public use)

SNSプラットフォームに大量のディープフェイク政治メッセージや動画がアップされ、しかもフィルターバブル現象が多発している。でも、その対策をフィーシー/FECに期待するのは難しい。そもそも、エフイーシー(FEC)にネット上の政治広告を規制する権限があるのかどうかの議論すら十分でない。

それから、連邦の公職者関連だけでも膨大な数の政治活動委員会(PAC=political action committee)がある。しっかりした把握はムリなのが実情である。

パブリックシチズン(Public Citizen)のような市民団体(NPO)は、早くからネットに氾濫するAIで生成される悪質な政治的メッセージ・政治広告を問題にしていた。バイデン前政権時代に、連邦が規制するように求めた陳情(ロビイング)をしていた。連邦議会で議論が進み議員立法案も上程された。しかし、結論は得られなかった。従来から、大統領選挙、連邦議会議員選挙については、「州」が連邦選挙/投票の管理業務を行っている。これはすでにふれたところだ。また、連邦の公職選挙違反に関する起訴については、連邦検察(U.S. Attorney)が担当している。

アメリカは、政治活動における「言論の自由」を広く法認する。確かに、選挙運動での個別訪問禁止は「公正な選挙」のための的確な規制で、司法が合憲だ、とするわが国の風土とは大きく異なる。

とはいうものの、アメリカの識者は概して、「フェイク(虚偽)の政治メッセージ(ツイート/投稿)や悪質な画像、動画、音声などの表現物のネットへのアップにストップをかけないといけない。法規制が要る。」とのスタンスである。

ところが、トランプ氏は、「フェイク発信/頒布規制などんでもない」という考えだ。「多くはフェイクではなく、パロディ(parodies)や風刺(satire)で、言論の自由の範囲内」とけん制する。だから、連邦での政治広告規制など必要ないとの姿勢だ。彼自身が、SNSでのフェイク情報発信の常習者でもある。連邦どころが、州によるSNSプラットフォームへの政治広告の透明化・適正化のための法規制に反対なのだ。



(Public use)

【ひちくちメモ】ディープフェイク?それとも「パロディ」or「風刺」か?

すでにふれたように、ディープフェイク(deepfake)は造語で、「ディープラーニング(深層学習)」と「フェイク(偽物)」を組み合わせ。「虚偽情報」という邦訳しておく。

ディープフェイクとは、詐欺目的、ワイセツ目的で、悪意を持って実在する人や物を、AIを使って本物のように合成した偽画像、偽音声、偽映像などのコンテンツ。今日、このディープフェイクという言葉はAI技術を応用したメディア合成技術全般を指して使われる。ディープフェイクを法規制するとする。その場合、規制段階は、生成、頒布(拡散)、表示、保持など多岐にわたる。

アメリカでは、久しく、ワイセツ表現物の生成や頒布が、「表現の自由」、「言論の自由」で保障されるのかどうか、裁判で争われてきた。

近年は、AI生成の表現物を頒布(拡散)した者が、その表現物はディープフェイク(虚偽情報)であるとして裁判で問われるケースも多い。その場合、頒布者は、「パロディ(parodies)」である、あるいは「風刺(satire)」である、と反論すること多い。

◎パロディ(parodies)と表現の自由

3年位前に、AI生成の「コンビニ強盗(Convenience Store Holdup)」動画が問題になった。トランプ、バイデン、ザッカーバーグ、オバマ、カマラ・ハリスその他有名人が、コンビニ店舗で強盗している動画である。これは、AI生成のパロディ動画の最たるケースの1つである。

「パロディ(parodies)」は、ソーシャルコメンタリー(social commentary)、つまり娯楽や芸術的な表現で社会問題や社会規範、不正義を批判したり、強調したりする表現物である。原則として、連邦憲法修正1条が保障する表現の

自由の範囲内で法認される。連邦最高裁も、例えば、Campbell v. Acuff-Rose Music, Inc., 510 U.S. 569 (1994) / Hustler Magazine, Inc. v. Falwell, 485 U.S. 46 (1988) で、OK を出している。

とりわけ、公人／著名人 (public figures) のパロディは、ディープフェイク (虚偽情報) に近く、感情的な苦痛を与えることを意図するものであっても、表現の自由の枠内で法認される。ただし、ワイセツ表現物や不法行為の扇動にあたるケースなどは別である。加えて、標章登録法で保護される肖像などの場合であっても、パロディ作成にあたり、しかもそれが付随的な利用のときは、原則として法認される [Rogers v. Grimaldi, 875 F.2d 994 (2d Cir. 1989) / Louis Vuitton v. Haute Diggity Dog, No.06-2267 (4th Cir. 2007)]。

◎風刺 (Satire / サタイア) と表現の自由

「風刺 (Satire / サタイア)」は、社会制度や公人ないし有名人について、ユーモアや皮肉っぽく創造する表現物を指す。`風刺` も、原則として連邦憲法修正 1 条の表現の自由の保護を受ける。ただし、保護の度合いは `パロディ` より弱い。その理由は、`パロディ` の方は、`風刺` よりも「原表現物 (original work)」の `公正な利用` にあたると見てのことだ。なお、双方の保護の程度の違いについては、Campbell v. Acuff-Rose Music, Inc., 510 U.S. 569 (1994) / Fisher v. Dees, 794 F.2d 432 (9th Cir. 1986)] 参照。

《トランプ大王が、「フェイク発信／頒布規制など ともでない！」という考えだとすれば、道理をわきまえた市民は、じっと耐えることしかないということか。その辺、トランプ大王に抑圧されているリベラル、民主勢力はどう考えているのか、教えて欲しい》

(石村) 的確に答えるのは難しい。しかし、ヒントはある。今回、連邦議会は、7 月 1 日に、秘かに税制改正法に盛り込まれた州による AI 規制を骨抜きにする規定を 99 対 1 の議決で削除した。この事実を、よく精査しないとイケない。アメリカ連邦議会では、いまだ民主主義を守るガッツがあることを教えてくれたのではないかな。

「民主主義が独裁者をうむ可能性を秘めている。しかし、同時に、その民主主義が独裁者を排除できる可能性も秘めている。」

今まさに、トランプ氏に散々痛めつけられている大学の研究者が発した言葉である。

国のトップが、大学の自治、研究の自由を踏み にじる。研究投資先も目先利益を優先させる。7 月末には、NASA (アメリカ航空宇宙局) の職員の 2 割以上にあたる 4,000 人近くが退職を申

し出たと報道された。トランプ政権の連邦職員削減のための早期退職制度に応じたのだ。今の国のトップのやり方に不満を爆発させたのではないかな。予算の削減ファーストの行き過ぎで、宇宙開発への影響が心配される。

アメリカも、わが国と同様に、改正が難しい憲法を持っている。専門用語では、こうした憲法を「硬性憲法」という。[もっとも、アメリカ法で、こうした言い回しはない。「和製」の憲法学の展開での造語で、グローバルに通用するかどうかは定かではない。]

硬性憲法 対 (Vs) 軟な憲法／軟性憲法

硬性憲法を持っていることは、終身の独裁者を産むのを妨げ、民主主義が壊れても復元を可能にする。トランプ氏がその任を終えれば、MAGA (make America great again) の熱狂も冷め、ふつうの民主主義の国に復元できるのではないかな。

わが国の憲法は硬直化している。だから、ガラガラボンして、新しい、改正しやすい「軟な憲法 (軟性憲法)」をつくるべきだ。こんな主張は以前からある。こうした主張は、終身の独裁者を目指すポピュリスト政治グループから発せられることが多い。

近年、わが国の政界の右旋回が目立つ。右ブレした新興政党からは、憲法改正して大統領制を目指す、憲法裁判所を創り裁判官は国会で決めるなどの主張が目白押しだ。ただ、軟な憲法実現に向けた「創憲」などには消極的でいたい。創憲で民主主義を止める。そのために、天皇主権ではないが、国民主権を廃止して国家主権にする。常識人なら誰も人権があることはわかりきっているはずだから「人権規定」をすべて削除する。

今の憲法を、こんな復古調の稚拙な憲法に改正したら、日本はまたアジア諸国などから嫌われるのは必至だ。

外国人要らない！で、世界から鎖国して、この国の豊かさを捨てるアイディアは完全に時代錯誤だ。報復されて、逆に日本人は自由に外国に行けなくなる。海外投資も難しくなる。

SNS フラットフォームを使い、誰でも望めば自分のメッセージをネットに拡散できる時代である。ただ、X やメタ、ユーチューブ (YouTube) やティックトック (TikTok) など主要な SNS プラットフォームは、それこそ「外国産」である。ツイート (投稿) する際に使うワード (Word) アプリ／ソフトも「外国産」である。SNS (ソーシャ

ルメディア) にアップされている情報しか見ない。国産の新聞や TV など既存メディアは見ても、信じない。そんな市民もが増えている。だが、大好きな SNS フラットフォームの大半はアメリカ産。で、そこには、虚偽ツイート (投稿) や生成 AI がつくったディープフェイク動画が、削除されずに、あふれかえっている。

ファクトチェックの目が肥えてないと危ない。ネットにアップされた時代錯誤の 100 年前に先祖返りしたような復古調の憲法も真新しく見えてしまうからだ。

硬性憲法を軟な憲法に変える。この考え方は、一過性の危ない主張に流されやすい憲法を持つことにつながる。政治的集団ノイローゼに走りやすい国民性の国には似合わないのではないかな。

【ひちくちメモ】 SNS プラットフォーム事業者の免責とは？

SNS は、「ソーシャル・ネットワーク・システム (social network system)」の略である。SNS は、さまざまな事業者によって運営されている。トレードマーク (標章) も、メタ (Meta)、X、ライン (Line)、ユーチューブ (YouTube)、ティックトック (TikTok) など多彩だ。こうした SNS プラットフォーム (ポータル) を運営する事業者を、「プロバイダー (provider)」という。ほかに「SNS プラットフォーム・プロバイダー」、「SNS プラットフォーム事業者」など、さまざまな言い回しがある。

ネット上で人と人のつながりを持ち、情報を共有したいとする。この場合、ネットに開設された SNS プラットフォームのプロバイダーと契約し自分のアカウントを持つことになる。自分のアカウントを持てば、さまざまな意見をツイート (投稿) できる。

ところが、例えば、メタのアカウントを持つ人が不適切なツイート (投稿) をしたとする。あるいは、ユーチューブ (YouTube) のアカウントを持つ人が被写体となった人の同意を得ないでリベンジポルノなど親密動画をアップしたとする。こうした場合に、ツイート、アップを認めた、あるいは放置した SNS プラットフォーム事業者の損害賠償責任が問題になる。

ただ、多くの諸国では、こうした場合に、原則として SNS プラットフォーム事業者の責任を問わないことにしている。つまり、「SNS プラットフォーム事業者の免責」を法認している。免責にする背景には、ネット空間での「言論の自由」を重く見ていることによる。免責の仕方は、国により異なる。

《アメリカの法制》

アメリカの場合、連邦の法律、つまり、「通信品位法 (CDA=Communication Decency Act of 1996)」

230 条で免責している。免責内容は、おおまかにいえば次の 2 点である。

SNS プラットフォーム・プロバイダーは、①ユーザーが発信する情報について原則として責任を負わないこと。そして、②有害なコンテンツを削除するなどの対応 (アクセスを制限するため誠実かつ任意にとった措置) について責任を問われないこと。

ただし、現在、連邦には、AI で生成された悪質なディープフェイク画像や動画の削除を SNS プラットフォーム・プロバイダーに求めたり、被害者が問題画像や動画を生成し SNS にアップした加害者に対して損害賠償責任を問うための特段の法律はない。既存の法律やコモンロー原則を使って救済を求めるしかない。これに対して、カリフォルニア州など州レベルでは、SNS プラットフォームにアップされた AI で生成した悪質ディープフェイク画像や動画対策に特化した法律を制定している。

《比較：わが国の法制》

わが国でも、2001 年に、「プロバイダー責任制限法」正式には「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」が制定された。ネット上で誹謗中傷などの権利侵害があった場合に SNS プラットフォーム・プロバイダーの損害賠償責任の制限などが狙い。ただし、有害コンテンツの削除を義務付けるものではなかった。

この法律は、2024 年 5 月に改正された。法律の名称も「情報流通プラットフォーム対処法」正式には「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」に変更された。改正法は 2025 年 4 月に施行された。

改正点は、おおまかにいえば、次の 2 点である。
①利用者数が多い SNS や匿名掲示板などを運用し、一定の要件を満たす事業者を、総務大臣が「大規模プラットフォーム事業者」に指定すること。
②誹謗中傷で被害を受けた人がスムーズに削除申請ができるようにすること。

なお、わが国では、現在、国レベルでは、生成 AI でつくった悪質ディープフェイク画像や動画、音声など表現物を規制する個別の法律がない。また、生成 AI でつくったディープフェイク政治メッセージその他悪質な選挙情報を故意に SNS で頒布、リポスト (投稿拡散) することについても個別の法規制もない。現行刑法などで規制をかけるしかない。

ただ、自治体レベルでは、唯一島根県が対策条例を制定している。しかし、規制対象は「児童ポルノ」の生成・配布で、きわめて限定的である。AI によって生成された県内の子どものわいせつな画像や動画を「児童ポルノ」と規定し、その作成や他人への提供を禁止する内容である。2025 年 4 月に施行された鳥取県の青少年健全育成条例の改正によるもの。今後、こうした自治体条例による規制が増えてくるかも知れない。

アメリカに話を戻すが、2021 年 1 月、トランプ大統領（当時）が、バイデン氏当選の選挙結果に納得しなかった。トランプ支持者らが連邦議会議事堂を襲撃する事件が起きた。SNS プラットフォーム事業者各社は、トランプ大統領の SNS での煽るツイート（投稿）が原因だと判断。トランプ氏の関連 SNS アカウントを凍結した。加えて、アプリマーケット事業者やホスティング事業者は、トランプ大統領の支持者が利用する SNS サービスに対して、アプリの利用停止やサーバーの利用停止などの措置を取った。

ところが、2025 年 1 月に、トランプ 2.0 政権誕生した。SNS プラットフォーム事業者は、手の平を返すように、トランプ氏の関連 SNS アカウントを復活させた。アメリカ SNS プラットフォーム業界の政治への脆弱性、迎合体質を厳しく批判する声もある。

バイデン政権下では、2021 年のアメリカ連邦議会乱入事件の捜査を開始した。連邦検察は、SNS プラットフォームにアップされた画像や動画をもとに容疑者を摘発起訴した。有罪になり服役する者も少なくなかった。

ところが、トランプ大統領は、就任式当日、大統領令 (Proc. 10887)：2021 年議事堂襲撃事件判決・犯罪への恩赦[25 年 1 月 20 日署名] (Granting Pardons and Commutation of Sentences for Certain Offenses Relating to the Events at or Near the United States Capitol on January 6, 2021) を出した。結果、乱入事件で服役する者を多数解放した。逆に、連中を訴追した連邦検察官を辞任に追い込む、あるいは解雇した。

アメリカはならず者が国を支配する国ではないはずだ。ところが、道理をわきまえない人たちの国政の進め方に社会正義を期待できない。これが、現在のアメリカの実情である。

4 AI 生成ディープフェイク（虚偽情報）規制を強める諸州

《アメリカでは、トランプ政権が連邦はしっかりした AI 規制は要らないという姿勢のようだ。一方、諸州は AI 規制に積極的なようだが、どんな法制なのか教えて欲しい》

（石村）アメリカの場合、AI 規制は、「連邦」もしくは「州」、または「双方」にすることができる。これはすでにふれたところだ。

ただ、連邦は、「法の支配 (rule of law)」は大嫌いのトランプ氏の手の内にある。「トランプ法 (Trump's law)」が独り歩きし、連邦の AI 規制は望めない。

しかし、州に現在のところ、かなり自由に AI 規制ができる。ただ、州による規制は、州により

大きく違っている。

AI 規制は、SNS 上でのボット (bots / ロボット) 規制などと抱き合わせて立法化を考える州も多い。理由は、自動化ソフトであるボット AI・不適切なアルゴリズム (情報処理手順) を組み込んで、なりすまし利用者が自動投稿 (リポスト) する仕掛けが問題になっているからだ。ボットや AI の脆弱性を、機械ではなく、人間がしっかり検証できるようにしよう。それで、誤作動や不適切なアルゴリズム (情報処理手順) などで働く人間の安全性、DEI ルールを尊重し、人権を守ろう。公正な選挙を確保しよう。壊されてしまった民主主義を回復させよう。こうした流れも勢いを増している。

一方で、AI 業界や労働界などからの州議会や議員へのロビイング (政治的な働きかけ) も活発である。デザインされた AI 規制法案が無事に日の目を見ろとは限らない。とりわけ IT 産業が集中する州では激しいバトルが繰り広げられている。

近年、とりわけ諸州が規制の標的としているのが、AI 技術を駆使した「ディープフェイク (deepfake)」である。

5 政治的ディープフェイク規制の実情を日米で比べる

《アメリカのディープフェイク（虚偽情報）政治広告規制を考えると。この場合、まず、政治活動や選挙運動に対する法規制の日米間の違い、特徴を知らないといけないと思うので、教えて欲しい》

（石村）わが国の公職選挙法では、「選挙運動」と「政治活動」をはっきりと区別している。政治上の目的をもって行われる一

切の活動を「政治活動」という。このことから、「選挙運動」は、「政治活動」の 1 部となる。



つまり、「選挙運動」とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選をはかること、または当選させないことを目的に投票行為を勧めることを指す。しかも、選挙運動期間中のみ認められる。一方、「政治活動」とは、政治上の目的をもって行われるいっさいの活動から、「選挙運動」にわたる行為を除いたものになる。

ところが、アメリカの場合、わが国とは異なり、「選挙運動」と「政治活動」とをはっきりと区分していない。

わが国の場合、公正な選挙を実現するというこ
とで、「選挙運動」には様々な規制がかかっている。
一方、「政治活動」は、必要最小限の規制を受け
るだけである。これは、憲法が、国民の思想、信
条、表現の自由（ここでは「言論の自由」という）
を保障していることによる。ところが、アメリカ
の場合、「選挙運動」と「政治活動」をひとくく
りにして、言論の自由をしっかりと保障する。

アメリカと違い、わが国の場合、法規制という
点から見ると、その行為が「選挙運動」にあたる
のか、「政治活動」にあたるのかは、重要なポイント
となる。実際には、方法の仕分けはとても難しい。

【ひちくちメモ】一目でわかる日本でのインターネットを使った「選挙運動」の解禁

国政選挙や地方選挙でインターネットを使った
「選挙運動」が解禁された。解禁の程度は、「有権者」
か「候補者・政党等」かにより異なる。おおまか
に言えば、次のとおり。

①有権者

◎ウェブサイト等（ホームページ、ブログ、X
やフェイスブック等の SNS、動画共有サー
ビス、動画中継サイト等）を利用した選挙運
動ができる。ただし、選挙運動用の表現物（内
容／コンテンツ）をプリントアウトして頒布
することは禁止。

また、電子メール（SMTP 方式や電話番号
方式）を利用した選挙運動は引き続き禁止。

②候補者・政党等

◎ウェブサイト等および電子メールを利用して
選挙運動ができる。ただし、選挙運動用の表
現物（内容／コンテンツ）をプリントアウト
して頒布することは禁止。

(注)

- ・「選挙運動」とは、おおまかに言えば、特定の選
挙について、特定の候補者の当選を目的とし、
投票を得るもしくは得させるために、直接また
は間接に有利な行為をすること。
- ・「選挙運動」は、選挙運動期間外の選挙運動は禁止。
つまり、公示・告示日から投票日の前日までし
か行うことができない（公選法 129 条・239 条）。
- ・18 歳未満の者等は選挙運動をすることができな
い（公選法 137 条の 2・239 条）。
- ・候補者に対するフェイク（虚偽）の表現物（内
容／コンテンツ）の公開禁止／処罰（公選法
235 条 2 項）、なりすまし禁止／処罰（公選法
235 条の 5）、悪質な誹謗中傷行為は禁止／処
罰（刑法 230 条 1 項・231 条）、ウェブサイ
トの改ざんは禁止／処罰（公選法 225 条 2 号、
不正アクセス禁止法 3 条・11 条）
- ・SNS（ソーシャルネット）プロバイダー／プラッ
トフォーム事業者は、自己の名誉を侵害されたと
する候補者などからの申出に基づき、言論の
自由とのバランスなどを考慮し、一定の手続きを

経たうえて、問われた表現物（内容／コンテンツ）
を削除することがある。

以上のような内容で、日本でも、選挙運動に
インターネット利用が解禁された。2013 [平成
25] 年のことだ。この法改正は、政府立法（閣法）
ではなく、議員立法によるものだ。

すでにふれたようにわが国での「政治活動」に
対する規制は緩い。この点を取り込んで、選挙運
動期間中のインターネット利用は、できるだけ政
治活動にあたるとして進められる傾向がある。ま
た、公選法が「選挙運動」という言葉を明確に定
義していないことも、後押しになっている。

ここで問題となるのは、選挙活動と、政党等
によって行われる政治活動との違いである。政党
その他の政治団体の政策宣伝、党勢拡張の活動は、
それ自体としてはもちろん選挙運動ではない。こ
れらの政治活動は、本来 自由に行ってい。原則
として選挙期日の公示または告示の直前でも行っ
ていいはずだ。

アメリカの場合、政治活動と選挙運動とを区分
したうえで規制するやり方を取っていない。候補
者、政党による政治資金からの選挙運動への支出
規制をする。これによって、間接的に選挙運動を
規制するというやり方を取っている。

こうしたアメリカ型の規制手法は一考に値す
る。候補者や政党から独立して行われる選挙に関
する有権者の言論の自由をできるだけ制約しな
い。それでも、選挙の公正を維持できるように見
えるからだ。だが、現実には、スーパーパック
（Super PAC / 政治活動委員会）への青天井の政
治献金 OK になっている。手が付けられない程ひ
どい金権選挙である。司法も、言論の自由ファース
トで、金権選挙もやむを得ないとする。私は、
アメリカ型の選挙管理手法を余り評価しない。

連邦選挙運動法（フィーカ / FECA = Federal
Election Committee Act of 1971）がある。

■連邦選挙運動法の規制外の「スーパー PAC」への政治献金 / 寄附（ソフトマネー）



フィーカ (FECA) のもと、連邦選挙委員会 (エフイーシー / FEC=Federal Election Committee) が設けられている。ところが、エフイーシー (FEC) は、選挙管理業務をする組織ではない。政治資金の管理・規制にあたるだけの組織である。

わが国でインターネット選挙運動、AI / ディープフェイク政治広告規制を考えると。この場合には、「選挙運動」と「政治活動」との現在の区分を織り込んだうえで検討すべきであろう。ただ、今回は、深く立ち入らない。

《わが国では、2025 年 7 月 20 日に参院選の投票が実施された。この選挙でも AI が生成した政治的ディープフェイク (虚偽情報) 投稿 (ツイート) や再投稿 (リポスト) がネット空間にあふれた。また、コンテンツを閲覧する SNS ユーザーをフィルターにかけ、特定の政治的主張のバブル (泡) の中に囲い込むというか、動員・誘導する AI 技術、「フィルターバブル」現象も問題になった。アメリカでは、この面での法規制はどうなっているのか、わが国の実情を踏まえて、教えて欲しい。》

(石村) アメリカでも、ネット空間での政治広告活動、とりわけ特定政党や公職候補者を推し活 (political fandom) する選挙運動 (electioneering) をどう公正にするか、現在しきりに問われている。アメリカでも、選挙運動で、ネット空間には、生成 AI でつくられたファクトチェックの怪しい政治的ディープフェイクが垂れ流しになっているからだ。

政治的ディープフェイクは、わが国でも先の参院選で問題になった。ネット空間には、ファクトチェックが怪しい、AI 生成のディープフェイクをアップした政治広告や投稿 (ツイート) が氾濫していた。無法状態に近かったと言ってもよい。とりわけ、右寄りのフェイクの政治広告や投稿が拡散し、それで人集め・当選を目指す候補も目立った。多くの人たちが、SNS にアップされたツイートや動画をスマホで覗くのが常態化しているからであろう。ファクトチェックの強化に向けた法治が求められている。

ネット政治広告の分野では、アルゴリズムを悪用した虚偽規制が重い課題になっている。1 例は「フィルターバブル (filter bubble)」という現象だ。

すでにふれたかも知れないが、2016 年アメリカ大統領選挙は、「フィルターバブル」を一躍有名にした。2021 年に起きた連邦議会乱入事件に

もフィルターバブルが原因とされる。ほかにも、新型コロナウイルスワクチンへのネット一揆でも、フィルターバブルが問われた。

わが国でも、2017 年にインターネット上のあおり行為に乗せられて大量の弁護士懲戒請求が行われた。弁護士の猛反撃により、反対に請求者が損害賠償を支払うはめになった。発端は、在日コリアンにかかわる弁護活動を標的に、これを外患誘致罪 [外国と共謀して日本に対しての武力行使を誘発する犯罪。法定刑には死刑だけ] だと攻撃したブログ発信であった。フィルターバブル効果により、反対意見は遮断された。「日本人学校が虐げられている」という意見だけがリポスト (再投稿)・リツイートされ拡散し、ネット上で炎上した。

25 年 7 月の参院選でも、カルト政党、極右グループなどによる外国人排斥のデマ情報が、リツイートされ、ネットに拡散した。これも、ネット言論の負の現象の 1 つといえるのではないかな。公職選挙の集票への影響も大きかった。公正な選挙の精神を消さないためにも公選法などでの的確な対応に期待したい。同時に、「わが国は移民政策を取る考えはない」という政府の建前はもう限界で、正面から取り組まないといけない。

わが国の場合、公選法での規制の対象は、「インターネット」を使った選挙運動に傾斜しているのが特徴だ。アメリカ諸州の法規制とは異なり、「生成 AI を使った政治的ディープフェイク (虚偽情報)」、「SNS アプリを使った政治的ディープフェイクのリポスト (再投稿)」などは対象ではない。政治広告の生成、頒布などには、「AI 技術」が幅広く使われるようになっている。新法での対応を含め、規制の対象に、「インターネット」だけでなく、「生成 AI」をキーワードに追加する必要がある。

【ひちくちメモ】「信教の自由」から見た「宗教カルト」と「政治カルト」の選択

わが国の憲法 20 条は「信教の自由」、「政教分離」を保障する。アメリカ連邦憲法修正 1 条も同じだ。

ところが、日米とも、「政教分離」ルールの適用は緩くなる一方だ。宗教団体が政治活動、集票活動をして、おおむね放任常態である。宗教カルトが、政党支援、集票活動をしてもお咎めがない、あるいは政府規制は容易ではない。むしろ、彼らを利用しようとする政治家もいる。

宗教カルトが、政治活動、とりわけ選挙運動をすると、憲法の政教分離の「壁」が立ちはだかる。ところが、政治カルトが、政治活動、選挙運動をして、憲法の政教分離の壁はない。宗教で大衆を動かし、政党をつくり、国政を牛耳るビジネス

SNS利用で国政を牛耳ろうとする政治カルトは一過性、危ないポピュリズムなどと一笑に付し、座してはいられない。わが国でも、トランプ流の政治手法大好きな人たちの「居場所づくり」は、避けて通れない重い国民的課題である。



アメリカでも、公正な選挙に確保するには、まず、SNS プラットフォーム事業者による自主規制、的確なファクトチェックや問題ツイートの削除作業が必須になる。ところが、トランプ大王は、「SNS プラットフォーム事業者（IT 企業）が投稿（ツイート）を削除するのは言論の自由を侵す！」と吠えまくる。このため X（旧ツイッター）やメタ（旧フェースブック）などプラットフォーム事業者は、`自主規制`、`民規制`にすら及び腰になってしまっている。代表的な SNS である X などは、いまやテクノリバタリアンであるイーロン・マスク氏に牛耳られている。ともかく、アメリカの場合は、プラットフォーム事業者と政治との距離が近すぎる。プラットフォーム事業者の運営に

公正を期待するのはとても難しくなっている。

となると、連邦や州による「官」の規制が出番となる。ところが、トランプ大王が率いる連邦は、新自由主義ファーストで、政府規制は大嫌い。ネット空間で暴れまわるディープフェイク政治広告、投稿（ツイート）は野放し、ほとんどアナーキー状態だ。

現在、かなりの州が、州法による政治広報活動にかかる AI を使ったディープフェイク規制に取り組んでいる。リベラル州（民主党がトップのルースター）に傾斜しているが……。ただ、州法による規制では、州や州内にある地方団体の公職選挙だけに適用がある。このことから、連邦の大統領選挙や連邦議会上下両院の議員選挙などには、州の AI 規制法を適用するのは大変だ。

連邦では、トランプ大王のようなフェイクが当り前、民主主義の価値観を信じないトップが君臨している。今すぐ、連邦レベルで SNS（ソーシャルメディア）などを通じたディープフェイク大流行の「政治広告のカオス」を浄化できる状況にならない。いずれ揺り戻しがくるはずだ。しかし、もう少し待たないといけないのではないか。

庶民を愛する（？）トランプ大王に「エネミー・宿敵」と名指しされた、ハーバード大などのエリート知識人や官僚。いまや、彼らまでもが、軍門に下るか、沈黙を強いられている。しかし彼らの大半は生き残る術をわきまえている。

わが国は終戦後、想定を超える食糧難の時代にあった。闇米を拒否して法（食糧管理法）を守り配給食糧だけを食べ、栄養失調で亡くなったことで知られる裁判官がいた。だが、ほかの裁判官は、持ち前の「ハングリー精神？」で食糧難を乗り越えた。

だから、本当に心配なのは、トランプ流儀の悪しきポピュリズムに翻弄され、しまいには遺棄される人たちではないか。

歴史的に見ると、かつての苛烈なマッカーシズムからもアメリカの民主主義は復元できた。「硬性憲法」にしっかりと支えられたアメリカ民主主義の復元力を信じたい。

6 アメリカ諸州の AI 規制／SNS 規制法制を読み解く

《連邦とは異なり、アメリカ諸州の AI 規制／SNS 規制は、トランプ大統領が嫌がるくらい進んでいるとのことだが、実情を紹介して欲しい。》

（石村）「SNS のユーザー／消費者が情報リテラ

シー（情報倫理・判断能力）を高める。自身で善悪を判断し、自己責任を負えるようにする。そうすれば SNS に対する公的規制は要らないはずだ」。こんな主張は、「夢物語に過ぎない」。現実には、SNS プラットフォーム事業者による自主規制もゆるく、官の規制がないと、SNS のカオス常態は解消できない。

アメリカではかなりの数の州が、独自の視点から AI 規制／SNS 規制を実施してきている。以下に、主要な州における最新の AI 規制／SNS 規制の実情を紹介する。

紹介にあたっては、オリックの AI 法センターがネット配信している資料（U.S. State AI Law Tracker - All States | AI Law Center | Orrick/2025 年 7 月 13 日現在）などを参照した。

■アメリカ主要州における最新の AI 規制の実情

カリフォルニア州

- ・カリフォルニア州（加州）を、民主党のエース、最も有力な次期大統領候補であるギャビン・ニューサム（Gavin Newsome）知事が率いる。包括的な AI 規制を目指す州の 1 つである。州議会は、最近までに AI 使用の透明化を含む 18 種の AI 関連規制法をつくった。州レベルでの AI 規制ではフロントランナーのような存在である。加州は、AI／ロボット／ボット（bots）規制で、イシューオーナーシップ（争点上の主導権）を握る州の 1 つである。
- ・加州は、とりわけ、ソーシャルメディア（SNS）プラットフォーム（SMP）にアップされる AI 生成のディープフェイク（虚偽情報）対策立法に熱心である。
- ・近年重い課題となっているのが、AI、アルゴリズムの悪用したネット政治広告分野である。加州は、公正な政治広告を促すために、ディープフェイクツイートや動画掲載などを処罰の対象にし、かつ、SNS プラットフォーム（SMP）事業者には削除やアカウント凍結、通報ホットラインの設置を義務づけるなどの規制を実施してきている。これにより、ディープフェイクの通報者や被害者は、SMP 事業者には、簡素な手続で駆け込み救済を求めることができる。
- ・加えて、「AI 生成肖像（AI likeness）の規制」、つまり、事前の同意なしに生成 AI を使い生存する個人や生存しない故人の特徴を写し取って現実的な音声または音声画像や動画または音声動画にディープフェイクをつくり、頒布するのを、肖像権（rights of likeness）保護の観点から原則として禁止した。違反に対しては、刑事罰もしくは損害賠償、または双方がかされる。AI 生成の児童ポルノ、リベンジポルノ、わいせつ画

像や動画の作成・頒布などの規制も強化した。

- ・これらの法律はおおむね 2025 年 1 月 1 に施行またはその前後に施行される。
- ・以下、個別におおまかに紹介する。

※なお、「SB」は、州議会上院へ提出された法案（上院法案／Senate Bill）の略。「AB」は州議会上院へ提出された法案（下院法案／Assembly Bill）の略。

① [SB 1001]

規制対象：ユーザー向け AI、法案名：オンライン透明化強化法（BOT Act=Bolstering Online Transparency Act）[2019 年 7 月 1 日施行]。Codes Display Text

概要：

- ・ボット／ロボット（bots）、AI などを使っていることを故意に開示しないで、個人との交渉において売買、取引または選挙に影響を及ぼすことを禁止することが目的。
- ・この法律では、「ボット／ロボット（bots）を、人間の関与なしに自動的に作動または記載するアカウント」と定義する。

違反に対する制裁

- ・違反には、1 件あたり 2,500 ドルの罰金

② [SB 926]

規制対象：AI 生成親密画像、法案名：親密画像頒布禁止のための法修正（Amendment of California Law Governing Distribution of Intimate Images）[2025 年 1 月 1 日施行] Bill Text - SB-926 Crimes: distribution of intimate images.

概要：

- ・現行法による禁止の対象を、AI を使った実在する人物の露骨な性的画像や動画の意図的な作成や配布を含む親密画像頒布等に拡大するための法改正。禁止要件は、親密画像（intimate images）や動画（video）を頒布した者が、道理をわきまえた人が見れば、明らかにその実在する人物に深刻な感情的苦痛をもたらすであろうことを知りながらそうした画像を頒布し、かつ、その実在する人物に苦痛をもたらしたこと。

違反に対する制裁

- ・違反には、現行法上の罰則を適用

③ [SB 981]

規制対象：SNS における AI、法案名：デジタル身元窃盗対策法（Digital Identity Theft Act）[2025 年 1 月 1 日施行] Bill Text - SB-981 Sexually explicit digital images.

概要：

現行の加州法は、X やメタのような SNS（ソーシャルメディア）プラットフォーム（SMP）に対して、アカウントを持つ加州在住の道理をわきまえたユーザーが、SNS に搭載されている自動生

成の画像または動画が性的虐待にあたると信じる場合には、その旨の通報を受け付ける仕組み（ホットライン）を SNS プラットフォーム（SMP）を設けることを義務づける

◎改正法は、さらに、SNS プラットフォーム（SMP）に対し、次のことを義務づける。

- ・実在する本人の同意を得ずにその者の姿態を盗用し、体の秘めた部分や性行為を視覚により確認できるように描写したデジタル画像または動画が SNS プラットフォーム（SMP）に搭載されている場合に、画像または動画の描写された本人が、プラットフォーム（SMP）に、その旨を通報できる仕組みを設けることを義務づける。
- ・加えて、この場合、プラットフォーム（SMP）は、理性的な判断に基づき、デジタル画像または動画を公衆が視覚できないように、盗用された性的明示デジタル身元（sexually explicit digital identity theft）を直ちに（暫定的に）削除するように求める。

④ [SB 981]

規制対象：AI ガバナンス、法案名：加州政府 AI 目録作成法（California Government AI Inventory Law）[2024 年 1 月 1 日施行] California Code, GOV 11546.45.5.

概要

- ・加州テクノロジー省に同州の諸機関が使っているまたは使う予定のあらゆるハイリスクな自動決定システムを、それぞれの機能、利点、データ資料量およびリスク軽減措置に仕分けして、2024 年 9 月 1 日までに目録を作成するように求めた。
- ・加州テクノロジー省は、2029 年 1 月 1 日まで、毎年、加州議会の指定の委員会に包括的な目録を作成し提出することになっている。

⑤ [加州刑法改正案]

規制対象：AI 作成わいせつ物頒布、法案名：加州刑法の AI 作成にかかるわいせつ物頒布等の罪（CSAM Laws Cal. Penal Code Part 1; Title 9; Chapter 7.5 (311 312.7) /Obscene matter）[2025 年 1 月 1 日施行] Codes Display Text

概要

- ・現行の児童ポルノ規制法に、AI を使ってデジタル生成または修正された児童の性的虐待頒布物等（CSAM=child sexual abuse material）を含むための改正。

違反に対する制裁

- ・現行の刑事罰を適用。

⑥ [AB 2885]

規制対象：AI の定義、法案名：AI（人工知能）定義法（AI Definition Bill）[2025 年 1 月 1 日施行] Bill Text - AB-2885 Artificial intelligence.

概要

- ・加州法における「人工知能 (AI=artificial intelligence)」の統一的な定義を置くための法律：この法律のもと、「人工知能 (AI) とは、明示もしくは黙示の目的のために、挿入されたインプット (入力) から、物理的または仮想的な環境に影響を与えることができるアウトプット (出力) を生成する方法を推測することができる、自動化のレベルにより変わる、工学的につくられたまたは機械ベースのシステム (an engineered or machine-based system that varies in its level of autonomy and that can, for explicit or implicit objectives, infer from the input it receives how to generate outputs that can influence physical or virtual environments)」(仮訳) と定義する。

⑦ [AB 3030]

規制対象：医療サービス AI、法案名：医療サービスにおける AI (Artificial Intelligence in Health Care Services) [2025 年 1 月 1 日施行] Bill Text - AB-3030 Health care services: artificial intelligence.

概要

- ・医療施設等 (health facilities, clinics, physician's offices, and offices of a group practice) が、患者の臨床情報に関して生成 AI を利用して書面または口頭による患者とのコミュニケーションをとるとする。その場合は、それらのコミュニケーションに①コミュニケーションが生成 AI によってつくられたことを示す警告文、②患者がどのようにして医療供給者など適切な人物と連絡できるのかを説明する情報等、の双方を確実に含めることを義務づける (ただし、生成 AI によってつくられたコミュニケーションが、医療供給者の免許を受けた者、または資格を認定された者によってレビューされる場合は除く)。

⑧ [AB 1120]

規制対象：医療サービス AI、法案名：医療サービス AI 利用法 (AI Healthcare Utilization Law) [2025 年 1 月 1 日施行] Bill Text - SB-1120 Health care coverage: utilization review.

概要

- ・医療サービスプランや障害者向け保険業者が、申請者の適格性を確認するための管理業務やレビュー (審査) ツールとして、AI、アルゴリズム (情報処理手順) その他のソフトウェアを使用する場合、公正かつ適正な利用を求めること。

違反に対する制裁

- ・違反は刑事罰の対象。

⑨ [SB 896]

規制対象：AI ガバナンス、法案名：生成 AI 説明責任法 (Generative Artificial Intelligence

Accountability Act) [2025 年 1 月 1 日施行] Compare Versions - SB-896 Generative Artificial Intelligence Accountability Act. Generative Artificial Intelligence Accountability Act.

概要

- ・「生成人工知能ツール」の規定を置き、州の諸機関による生成 AI 利用に伴う重大なリスク分析・議会への報告義務化や、州業務利用者や給付の受給者への対応について、生成 AI を使っている場合にはその説明責任を強化するのが目的。

◎その内容は次のとおり。

- ・緊急事態対策局 (Office of Emergency Services) は、必要に応じて民間部門や議会とも連携し、生成 AI の利用がカリフォルニア州の重要なインフラにもたらす潜在的な脅威についてリスク分析を行い、分析の概要を毎年州議会に提出するように求めること。
- ・州の諸機関が、州の業務や給付について、人との直接的な対応に生成 AI を使っている場合に、①その対応が生成 AI を使って行われていることを示す警告文と、②その機関の人間職員と連絡を取る方法を教示する説明情報提供を義務づけるもの。

⑩ [AB 1008]

規制対象：AI プライバシー、法案名：州消費者プライバシー法の 1 部改正法 (CCPA=California Consumer privacy act of 1018) 個人情報定義の拡大 [2025 年 1 月 1 日施行] Bill Status - AB-1008 California Consumer Privacy Act of 2018 : personal information.

- *カリフォルニア州は、EU (欧州連合) の GDPR (一般データ保護規則) をモデルの全米の諸州でも一番精度の高いプライバシー保護法を制定している。

概要

- ・州消費者プライバシー法 (CCPA) の「個人情報」の定義規定を改正し、「個人情報を出力できる圧縮もしくは暗号化されたファイル、メタデータ、または AI システムを含む、抽象的なデジタルフォーマット」に保護対象を拡大した。

⑪ [AB 2013]

規制対象：AI の透明化、法案名：AI トレーニングデータ透明化法 (Artificial Intelligence Training Data Transparency Act) [2026 年 1 月 1 日施行] Bill Text - AB-2013 Generative artificial intelligence: training data transparency.

- *「AI トレーニングデータセット (training datasets)」とは、機械学習や統計分析のために収集されたデータの集合。モデルのトレーニングや検証やテストに使用され、モデルがデータから学習し、パターンや傾向を見つけるこ

とが狙い。インスタンス（サンプル）、特徴量（フィーチャー）、ラベルなどの要素からなる。

概要

- ・ AI 開発者は、自己のウェブサイト（HP）に生成 AI トレーニングに使用したデータに関する情報を掲載しないとイケない。掲載内容としては、使用したデータセットの専門的な要約、データの利用方法、データセットのソース所有者、セットのデータポイントの数、著作権（IP）もしくはライセンスされたデータが含まれているかどうか、およびデータ（その他の情報）が収集された期間など。

⑫ [AB 2839]

規制対象：AI 生成選挙広告、法案名：選挙広告における虚偽メディア（Deceptive Media in Election Advertisements）[2024 年 11 月 17 日施行] Bill Text - AB-2839 Elections: deceptive media in advertisements.

概要

- ・ カリフォルニア州での選挙における投票日前 120 日間、および特別な場合には選挙後 60 日間、個人、委員会その他団体は、選挙に影響を及ぼすまたは運動資金募集に使うために、悪意をもって著しく虚偽的なディープフェイク・コンテンツ（メディア）を含んだ画像、音声、映像を、政治広告その他選挙情報として、故意に頒布することを禁止される。
- ・ 禁止されるコンテンツは、例えば、次のとおりである。

- ① 候補者が賄賂を受け取っているフェイク映像
- ② AI が生成した選挙管理人のなりすましのロボコール（AI 通話）
- ③ 投票機器が故障しているかのように加工された画像

被害者が求められる法的救済

- ・ 候補者、選挙管理人、候補者選挙運動委員会などの被害者は、違反な頒布をしたものを相手に、①違法頒布物の差止めおよび②損害賠償を請求できる。③勝訴した場合、弁護士費用の回収。

免責のための開示要件

- ・ 候補者自身が操作したコンテンツをアップしている場合には、その旨を表記した次のような警告をしないとイケない。

「この [①画像 / ②音声 / ③映像] は、風刺またはパロディであり、操作されている。」

- ① 画像でその旨をはっきり判読できること。
- ② 2 分以上の音声の場合、繰り返しその旨をアナウンスすること。
- ③ 映像に継続的にその旨を表記すること。

適用除外

- ① コンテンツが、風刺またはパロディであり、その旨が的確に表記されている場合
- ② 伝統的なメディア（TV、ラジオ）には原則

として適用しない。

⑬ [AB 2905]

規制対象：AI 通話、法案名：AI 通話開示法（AI Call Disclosures Law）[2025 年 1 月 1 日施行] Bill Text - AB-2905 Telecommunications: automatic dialing-announcing devices: artificial voices.

概要

- ・ 発信者が、自動ダイヤル装置（ADAD=Automatic Dialing and Announcing Device）を使い、AI で生成または変更された事前録音メッセージで電話をかけている場合には、受信者にその旨を通知するように求めること。

違反に対する制裁

- ・ 違反には、1 件あたり 500 ドル以下の罰金

⑭ [AB 2655]

規制対象：AI 生成政治広告、法案名：2024 年ディープフェイク虚偽から民主主義を保護する法律（Defending Democracy from Deepfake Deception Act of 2024）[2025 年 1 月 1 日施行] Bill Text - AB-2655 Defending Democracy from Deepfake Deception Act of 2024.

概要

- ・ 大規模オンライン・プラットフォーム事業者 [カリフォルニア州で 100 万以上のユーザーアカウントを擁する事業者] に対して、（選挙投票の心理的・物理的緊迫性を考慮したうえで）投稿されたコンテンツが著しく不正な政治的ディープフェイクであるかどうかを確認したうえで、その種のコンテンツを削除またはラベル付け（警告）するために、現時点では最先端水準の技術（state-of-the-art techniques）を使い最適な手法を開発し、かつ実施することを義務付けるもの。
- ・ 加えて、カリフォルニア州居住者が、プラットフォームに問題あるコンテンツを発見した場合、そのプラットフォームを運営する大規模オンライン・プラットフォーム事業者にアクセスし、容易に報告できる方法を提供するように義務付けるもの。

違反に対する制裁

- ・ 州検察、地方検察官またはシティ検察官が、差止めその他の救済を司法に求める。

⑮ [AB 2355]

規制対象：AI 生成政治広告、法案名：AI 使用の政治広告 Amendment to the Political Reform Act [2025 年 1 月 1 日施行] Bill Text - AB-2355 Political Reform Act of 1974: political advertisements: artificial intelligence.

概要

- ・ 政治委員会（political committee）が、生成 AI を使ってつくったまたは変更した適格政治広

告を発行または頒布している場合には、その広告にその旨を開示するように義務付けるもの。

違反に対する制裁

- ・加州公正政治慣行委員会 (Fair Political Practices Commission) は、違反 1 件につき 5,000 ドル以下の罰金を科すことができる。

⑩ [AB 1836]

規制対象：AI 生成肖像 (AI likeness)、法案名：故人の人格保護のための法改正 (Amendment to Deceased Personality Protections) [2025 年 1 月 1 日施行] Bill Text - AB-1836 Use of likeness:digital replica.

概要

- ・適切な同意なしに、動画作成作業または音声録音により、故人の音声、肖像のデジタルレプリカを作成または頒布することを違法とするもの。

違反に対する制裁

- ・故人の肖像権を管理する者に対する 10 万ドルか、現実には被った損害か、いずれか大きい額の賠償責任を負う。

⑪ [AB 2602]

規制対象：AI 生成肖像 (AI likeness)、法案名：音声または肖像の複製法 (Replica of Voice or Likeness Law) [2025 年 1 月 1 日施行] Bill Text - AB-2602 Contracts against public policy: personal or professional services: digital replicas.

概要

- ・次の場合に、個人的サービスまたは職業的サービス契約の規定を無効とすること。①その規定が、個人が対面で遂行すべきであった仕事を、当該個人の音声または肖像から生成されたデジタルレプリカが遂行することを認めている。②デジタルレプリカの利用を合理的に特定する記載がない。当該個人が弁護士または労働組合により代理されていなかった。

違反に対する制裁

- ・この規定に違反する契約上の規定を無効にする。

⑫ [AB 942]

規制対象：AI の透明性、法案名：加州 AI 透明化法 (California AI Transparency Act) [2026 年 1 月 1 日] Bill Text - SB-942 California AI Transparency Act.

概要

- ・生成 AI システムを利用した一定の芸術作品等の来歴の開示義務：①画像、映像または音声コンテンツに AI 生成コンテンツが含まれている場合、②画像、映像または音声コンテンツがプロバイダーの AI システムで生成されている場合には、その来歴をユーザーに揭示、開示すること。

違反に対する制裁

- ・違反には 1 件あたり 5,000 ドルの罰金

フロリダ州

① [HB 919]

規制対象：AI 生成政治広告、法案名：フロリダ州 AI 使用政治広告法 (Florida Act Relating to AI Use in Political Advertising) [2024 年 7 月 1 日] Bill Resource

概要

- ・選挙に影響を及ぼす目的で、生成 AI でつくられた政治広告および選挙運動通信のコンテンツに、その全部または一部が生成 AI を使って作成され、ディープフェイク (虚偽情報) が含まれているかも知れない旨の警告文を記載するように求めるもの。
- ・つまり、フロリダ州倫理・選挙委員会 (Ethics and Elections Committee) は、「政治広告における生成 AI の利用に関する規定 (Rule on Artificial Intelligence Use in Political Advertising)」を設け、政治的意見交換における透明性の向上を狙いに、政治広告に生成 AI がつくったコンテンツを含む場合にはその旨を記載することを義務化した。

違反に対する制裁

- ・第 1 級の軽罪

② [SB 1680]

規制対象：AI 生成子ども性的虐待物 (CSAM=child sexual abuse material)、法案名：フロリダ州 CSAM 法改正 (Amendment of Florida CSAM Laws) [2025 年 1 月 1 日施行] Senate Bill 1680 (2024) - The Florida Senate

概要

- ・現行の児童ポルノ (子ども性的虐待物) 規制の範囲を拡大し、次のことを含める。電子的、機械的その他コンピュータ生成手段を使って、架空の人物の画像を、道理をわきまえた者が見ると、18 歳未満の实在の人物が性行為を遂行しているように見えるように、作成、変更、適合、修正すること。

違反に対する制裁

- ・現行の刑事罰を適用する。

③ [BS 262]

規制対象：自動決定、法案名：フロリダ州デジタル権利章典 (Florida Digital Bill of Rights) [2024 年 7 月 1 日施行] template 1.33

概要

- ・フロリダ州には、個人データ処理に関する規定がなかったので、そうした規定を盛り込むための法律の制定。
- ・事業者などが、消費者に関する法的もしくはそれに近い重大な効果を伴う的確な決定をしたい

とする。(例えば、金融や借入サービス、住宅、保険、医療サービス、教育機関への入学、雇用機会、刑事司法、食料や水のような基本的な生活必需品へのアクセスの可否を決めたい。)そして、確認されたもしくは確認できる自然人の経済状態、健康、個人的嗜好、興味、信頼性、行動、所在、または移動に関する個人的側面を評価、分析、または予測するために、個人データをコンピュータで自動処理するとする。この場合、その消費者にはオプトアウトの権利を認めないといけなくなった。

- ・加えて、個人データの自動処理に関する各処理業務に対するデータ保護評価が求められる。他に、処理するデータの種類によっては、追加の受忍義務や制限が適用になる。

違反に対する制裁

- ・違反 1 件につき 50 万ドル以下の罰金

ニューハンプシャー州

- ・ニューハンプシャー州は、包括的に AI 規制を志向する州の 1 つである。州議会は、最近、次のような 4 種の AI 関連規制法を制定した。州レベルでの AI 規制で、ニューハンプシャー州がイシューオーナーシップ（争点上の主導権）を握る州の 1 つである (US AI Law Tracker: New Hampshire | AI Law Center | Orrick)。

① [HB1569]

政治広報における虚偽 AI 利用開示法 (Act requiring a disclosure of deceptive artificial intelligence usage in political advertising) [2024 年 3 月 27 日施行] Bill Text: NH HB1596 | 2024 | Regular Session | Introduced | LegiScan

概要

- ・いかなる者も、その者が州または地方の選挙にかかる候補者、選挙管理人、政党に関して、AI（人工知能）を使って、ディープフェイクと知ってまたは知るべきであるメッセージを作成したうえで頒布することを、その選挙の日以前 90 日間は禁止される（ただし、適切な警告文を付している場合を除く）。

救済措置

- ・違反行為を差止その他の救済および損害賠償を求めることができる。

② [HB-1688]

州機関による AI 利用法 (Act relative to the use of artificial intelligence by state agencies) [2024 年 7 月 1 日 施行] Bill Text: NH HB1688 | 2024 | Regular Session | Introduced | LegiScan

概要

《ニューハンプシャー州の諸機関に次のことを禁

止する》

- ・個人または集団に対する違法な差別につながる行動、社会経済状況または個性に基づいて人を分類すること。
- ・公共空間で、監視目的で、顔面認証のような、リアルタイム・遠隔操作式の生体認証システムを使うこと。ただし、令状を得て行う法執行の場合を除く。
- ・虚偽または悪意でディープフェイクを使うこと。
《一方、ニューハンプシャー州の諸機関には、次のことが求められる。》
- ・勧告または決定が生成 AI システムを使って行われ、いったん実施または執行されたら覆すことができないことになっている場合、その勧告または決定が効力を持つ前に適切な人により再評価されること。
- ・内容は生成 AI で作成されたが、その内容は適切な人により再評価されておらず、かつ編集されていない場合にはその旨を開示すること。
- ・生成 AI システムと直接、間接に交流する人は、自分が生成 AI システムと交流していることをはっきりと知らせてもらえること。

③ [HB1432]

AI の一定の利用禁止および賠償責任訴訟に関する法律 (Act relative to prohibiting certain uses of artificial intelligence and creating a private claim of action) [2025 年 1 月 1 日施行] Bill Text: NH HB1432 | 2024 | Regular Session | Introduced | LegiScan

趣旨

- ・いかなる者も、実在する個人を当惑させる、嫌がらせる、罠に陥れる、誹謗中傷する、脅迫する、その他金融もしくは信用上の危害を加える目的でディープフェイクにあたる当該実在する個人に似せた画像、音声その他のメディアを故意に作成、配布または表示することは違法である。

違反に対する罰則・損害賠償

- ・違反者は B クラス重罪および罰金に処せられる。

④ [NHRS 507-H:8]

ニューハンプシャー州プライバシー法：自動決定関連規定の挿入 (New Hampshire Privacy Act : Automated Decision-Making) [2025 年 1 月 1 日施行] New Hampshire Statutes - Table of Contents

趣旨

- ・実在するもしくは実在すると思われる個人消費者の経済状態、健康、個人的嗜好、興味、信頼性、行動、所在または動向について評価、分析もしくは予知するために個人データを自動処理するとする。この場合には、当該個人にオプトアウトの権利 [本人の申出があれば自動処理をストップさせないといけない] を保障しないといけない。

- ・対象となる分野は、金融サービス、住宅の貸借、保険、教育、刑事司法、雇用機会、介護サービス、必要不可欠物品やサービス提供など。
- ・加えて、機微データを扱う一定の分野においては、個人データの自動処理について、データ保護のための影響評価が義務付けられる。

違反に対する制裁

- ・違反には、1 件あたり、1 万ドル以下の罰金

テキサス州

- ・テキサス州は、人口ではカリフォルニア州、面積ではアラスカ州に次いで全米第 2 位の州でもある。共和党が強い保守的な州(レッドステート)である。現職は 2015 年に就任した共和党所属のグレッグ・アボット (Greg Abbot) 氏である。
- ・保守的なテキサス州での AI 規制、ディープフェイク(虚偽情報)規制は、わいせつ物や児童ポルノなどに傾斜している。キリスト教福音派の影響力が強い州の特徴かもしれない。
- ・また、テキサス州では、AI やアルゴリズムを悪用した政治広告分野でのディープフェイク(虚偽情報)に対象を絞った規制がほとんどない。この分野での規制に力を入れているリベラルなカリフォルニア州(民主党が強いブルーステート)などとは対照的である。

① [州政府法典改正案]

規制対象：AI ガバナンス 法案名：政府機関による AI の規制および利用に関する法律 (Act Relating to the Regulation and Use of AI by Governmental Entities) [2025 年 9 月 1 日施行] 89 (R) SB 1964 - Enrolled version

概要

- ・テキサス州の諸機関に対し、AI システムの目録を作成し、かつ、AI システムの配置や利用に関するレビューを行うように求めるもの。
- ・州および地方政府が採用する AI システムの調達、開発、配置、利用に関し、州全域に適用ある AI システム倫理コードの制定を求めること。
- ・州および地方政府が採用する AI システムの調達、開発、配置、利用に関し、州全域に適用ある AI システムの最小限のリスク管理およびガバナンス基準の確立を求めるもの。
- ・州の諸機関に対して、機関と事務折衝している個人が公衆相手の AI システムを相手に折衝している場合には、その旨をはっきりと明示するように求めるもの。ただし、個人が AI システムで折衝していると合理的にわかる場合を除く。
- ・州の諸機関に対して、公衆相手の AI システムを使用している場合、または最終決定をする際に AI システムが重要な役割を担っている場合には、その旨を定型化された形で通知するように求めるもの。

受忍義務違反

- ・州司法長官は違法行為に停止命令を出せる。

② [HB 441]

規制対象：SNS における AI 法案名：一定の性的に露骨な内容の違法な作成または頒布 (Unlawful Production or Distribution of Certain Sexually Explicit Material) [2025 年 9 月 1 日施行] 89 (R) SB 441 - Enrolled version

概要

- ・一定の要件を満たす人工の性的に露骨な内容の掲載に関係するインターネットウェブサイトや AI アプリの所有者、および決済代行業者に責任を持たせ、かつ、被害者がインターネットウェブサイトや AI アプリの所有者に対して、そうした人工の性的素材の削除を容易に求められるようにすること。

違反に対する制裁

- ・刑事罰の創設：クラス B またはクラス C の軽罪または第 3 級の重罪

③ [HP 441]

規制対象：AI 生成親密画像 法案名：一定の性的に露骨な内容の違法な作成または頒布 (Unlawful Production or Distribution of Certain Sexually Explicit Material) [2025 年 9 月 1 日施行] 89 (R) SB 441 - Enrolled version

概要

- ・違法な性的に露骨な視覚内容の作成または頒布対象に、本人の同意なしに、その者の親密な部分または性行為遂行を一定の形式で描写するメディアを加えること。
- ・一定の要件を満たす人工の性的内容の掲載に関係するインターネットウェブサイトや AI アプリの所有者、および決済代行業者に責任を持たせ、かつ、被害者がインターネットウェブサイトや AI アプリの所有者に対して、そうした人工の性的内容の削除を容易に求められるようにすること。

違反に対する制裁

- ・刑事罰の創設：クラス B またはクラス C の軽罪または第 3 級の重罪

④ [SB 1621]

規制対象：AI 生成児童性的虐待物等 (CSAM= child sexual abuse material) 法案名：CSAM 法の修正 (Amendment to the CSAM Statutes) [2025 年 9 月 1 日施行] 89 (R) SB 1621 - Enrolled version

概要

- ・児童ポルノの所持、未成年者の描写した一定の視覚内容の電子送達、および AI 生成画像を含む児童を描写したわいせつ視覚内容の所有または拡散を処罰の対象にすること。

違反に対する制裁

- ・重罪

⑤ [SB 20]

規制対象：AI 生成児童性的虐待物等 (CSAM)
 法案名：児童を描写したように見える視覚内容 (Visual Material Appearing to Depict a Child) [2025 年 9 月 1 日施行] 89 (R) SB 20 - Enrolled version

概要

- ・児童のわいせつ視覚内容を所有、アクセス、拡散を重罪にすること。画像は実在の児童か、AI を使って生成されたか、または、AI を使い児童ポルノとなる内容から生成した児童の画像かどうかは問わない。

違反に対する制裁

- ・重罪

⑥ [HB 581]

規制対象：AI 生成親密画像 / アダルトサイトでの年齢確認強化 法案名：未成年者の有害な AI 生成性的内容 (AI Sexual Material Harmful to Minors) [2025 年 9 月 1 日施行] 89 (R) HB 581 - Enrolled version

概要

- ・営利事業体で、未成年者に有害な人工の性的内容ツールに公的にアクセスできるウェブサイトを経営している、または、そうした内容を作成するアプリを公的に利用できるようにしている場合には、ユーザーが 18 歳以上かどうかを確認するために合理的な年齢確認方法を利用することを義務づけること。
- ・そうしたツールやアプリを提供している営利事業体は、ユーザーが 18 歳以上かどうかを確認すると同時に、素材のソースとして個人の顔や身体の利用に際して同意を得ているかどうかを確認しないとイケない。

違反に対する制裁

- ・年齢確認要件その他の違反については、1 日 1 万ドルの民事罰。未成年者が性的素材にアクセスしたことによる違反については 25 万ドルの民事罰

⑦ [SB 815]

規制対象：AI 使用の保険 法案名：不利益差別につながる自動決定システムの利用 (Use of Automated Decision System for Adverse Determinations) [2025 年 9 月 1 日施行] 89 (R) SB 815 - Enrolled version

概要

- ・審査担当者が、一定の AI システムを含む、自動決定システムを利用して、全部か一部かを問わず、不利益決定をすることを禁止するための州保険法典の修正 (例えば、患者に対し提供されたもしくは提供される予定の医療が必要または適切かどうか、あるいは試験または検査ではないかなどを審査する担当者がその決定をする場合)

違反に対する制裁

- ・州保険法に基づく停止命令および行政上の制裁

⑧ [SB 1188]

規制対象：AI 使用の医療サービス 法案名：AI 使用の電子医療記録 (Artificial Intelligence in Electronic Health Record) [2025 年 9 月 1 日施行] 89 (R) SB 1188 - Enrolled version

概要

- ・医師に対し、診断に基づく紹介書の作成、患者の医療記録に基づく治療コースの決定を含む、診断目的で AI の利用を認めること。この場合、以下の要件を満たすように求められる。
- ・医師が診療に AI を使用している場合には、患者にその旨を開示すること。

違反に対する制裁

- ・差止め命令と、①過失の場合には、単年度につき、各違反に対し 5,000 ドルの民事制裁、②故意の場合には、単年度につき、各違反に対し 25,000 ドルの民事制裁、③利益目的で保護対象の医療情報を故意に使用した関係事業体には、各違反に対し 25,000 ドルの民事制裁

⑨ [SB 2373]

規制対象：AI 使用のディープフェイク 法案名：AI 生成のメディアまたはフィッシング使用の金銭的虐待 (Financial Abuse Using Artificially Generated Media or Phishing) [2025 年 9 月 1 日施行] 89 (R) SB 2373 - Enrolled version

概要

- ・いかなる者も、金銭的搾取目的で故意に人工的に生成されたメディアまたはフィッシング通信を発するのを禁止すること。いかなる者も、メール、電子通信その他のデジタル手段により、他の者を騙すまたは操る目的で人工的に生成されたメディアを利用して頒布することは犯罪となると規定すること。

違反に対する罰則

- ・実損、精神的苦痛および被告が得た収益、裁判費用および弁護士費用
- ・メディアまたは通信が頒布された各日当たり、1,000 ドル以下の民事罰
- ・刑事罰および拘禁刑

⑩ [HB 149]

規制対象：包括的 AI 規制 法案名：テキサス責任ある AI ガバナンス法 (TRAIGA=Texas Responsible Artificial Intelligence Governance Act) [2026 年 1 月 1 日施行] 89 (R) HB 149 - Enrolled version

概要

- ・テキサス州生体プライバシー法が AI 研修、開発および導入に対しても適用あることを確認すること。

- ・州政府機関は、消費者と折衝する際に AI システムの利用を考えている場合には、当該消費者が AI システムで折衝している旨を、折衝開始前または折衝時に開示するように求めること。
- ・政府機関に対して、有害もしくは不利な取扱いまたは他人の権利を侵害することにつながる形で社会スコアシステムの利用または配置を禁止すること。
- ・政府機関に対して、本人の同意なしに、もっぱら生体データまたはインターネットその他公的に利用できる情報源から収集した画像／メディアを利用して本人確認のための AI システムの開発または配置を禁止すること。禁止違反は個人の権利侵害にあたる。
- ・いかなる者に対しても、①意図的に有害な方法で人間行動を操作する目的で、②もっぱら個人の権利を侵害する意図で、③違法な差別をする意図で、または④もっぱら児童性的虐待物等 (CSAM) を作成、作成の支援もしくは頒布する意図で、AI システムを開発または配置することを禁止すること。

違反に対する制裁

- ・瑕疵の治癒権 (right to cure) の対象となる場合には、①治癒される違反 (curable violations) については各々 12,000 ドル、②治癒されない違反 (uncurable violations) については各々 20 万ドル、違反が継続する場合には 1 日あたりそれぞれ、① 2,000 ドル、② 4 万ドルの制裁が加算される。

⑪ [HB 2700]

規制対象: AI による児童性的虐待物等 (CSAM)
 法案名: テキサス州 CSAM 法修正 (Amendment of Texas CSAM Laws) [2023 年 9 月 1 日施行]
 Texas Legislature Online - 88 (R) Text for HB 2700

概要

- ・現行の児童ポルノ規制法の範囲を拡大し、AI 利用によりデジタル修正または生成された内容を含むものとする

違反に対する制裁

- ・現行の罰則の適用

⑫ [SB 1361]

規制対象: AI 生成親密画像 法案名: 性的に露骨な映像の違法な頒布 (Unlawful Distribution of Sexually Explicit Videos) [2023 年 9 月 1 日施行] TX SB1361 | 2023-2024 | 88th Legislature | LegiScan

概要

- ・本人の同意なしに、その者の親密な部分の露出または性行為遂行を描写するディープフェイクを頒布することを刑事制裁の対象に加えること。

違反に対する制裁

- ・クラス A 軽罪

⑬ [テキサス州商事法]

規制対象: 自動決定 法案名: テキサス州プライバシー保護法 (Texas Data Privacy and Security Act) [2024 年 7 月 1 日 施行] BUSINESS AND COMMERCE CODE CHAPTER 541.CONSUMER DATA PROTECTION

概要

- ・テキサス州プライバシー保護法には、個人データ処理に関する規定がなかったので、そうした規定を盛り込むための改正。
- ・事業者などが、消費者に関する法的もしくはそれに近い重大な効果を伴う的確な決定をしたいとする。(例えば、金融や借入サービス、住宅、保険、医療サービス、教育機関への入学、雇用機会、刑事司法、食料や水のような基本的な生活必需品へのアクセスの可否を決めたい。)そして、確認されたもしくは確認できる自然人の経済状態、健康、個人的嗜好、興味、信頼性、行動、所在、または移動に関する個人的側面を評価、分析、または予測するために、個人データをコンピュータで自動処理するとする。この場合、その消費者にはオプトアウトの権利を認めないものとする。
- ・加えて、個人データの自動処理に関する各処理業務に対するデータ保護評価が求められる。他に、処理するデータの種類によっては、追加の受忍義務や制限が適用になる。

違反に対する制裁

- ・各違反に対して 7,500 ドル以下の制裁

7 「むすび」のひとこと

《石村代表、「むすび」として、ひとこと、お願いしたい》

(石村) インターネットの普及、急激なデジタル化で日常生活は激変している。生成 AI に続き、人間の知能をこえる超知能 AI / 自立型ロボット (人間の指示待ちではなく自律して考える AI エージェント) などの出現も間近といわれる。医療、クルマ運転、選挙運動、税務調査など身近なことから、戦争にいたるまで、`AI さままさ、`のような感じだ。

国のトップが、DEI (多様性、公平性、包摂性) ルールなどのアルゴリズム (情報処理手順) を組み込んだりベラル偏向 AI を政府調達契約から追い出す。こんなこと言い出す時代である。25 年 7 月 23 日のトランプ 2.0 政権の包括的な AI 国家戦略である『AI 行動計画』に盛られた言葉である。米中の AI 開発競争が熾烈で、アメリカも

「人権要らない！」でないと、中国に勝てないというわけだ。これでは、テクノロジー権威主義への競争、になってしまうのではないか。

欧州連合（EU）は、2024年に、違法なデジタルコンテンツの排除やデジタル市場の寡占を防ぐためさまざまな法規制を強化してきた。例えば、アメリカ系のビッグテック（GAMAMなど）によるデジタル市場の寡占を防ぐためのデジタル市場法（Digital Markets Act）、違法コンテンツの排除を義務付けるデジタルサービス法（Digital Services Act）、そして人工知能（AI）規則（AI Regulation）を採択・施行している。

加えて、欧州連合（EU）は、SNSを規制する案「デジタル公正法案（Digital Fairness Act）」を2026年後半に採択する方針だ。この新法案は、これまでのデジタル規制や消費者保護の仕組みでは対応しきれないデジタル／オンライン上の課題に新法で対処するのが狙いである。

最も重い課題の1つは、SNSで問題になっている次々と「自動再生される動画」のような、「依存性のあるデザインや機能」の規制である。ユーザー／消費者が「おすすめ」の動画を延々と見続けることでネット依存症を陥るのを防ぐ必要があるからだ。インフルエンサーの行動がユーザー／消費者に誤った判断をさせるおそれがあるマーケティング手法も規制のターゲットだ。

巧妙なデザインのウェブサイトやアプリで消費者を本来は望んでいない選択をさせる手法を「ダークパターン」という。事実に基づかない値引き表示や物品やサービス購入を過度にあおる表記、購入が自動的に継続になり契約解除がしにくいサイトの設計などを指す。この手法の規制もEUでのターゲットだ。わが国でも、消費者庁が32の「ダークパターンに関する取引の実態」を公表している（いわゆる『ダークパターン』に関する取引の実態調査 | 消費者庁）。EUの新法は、ユーザー／消費者がサブスクリプション（定額課金）をキャンセルしやすくする方向で規制を目指している。

現在、EU域内では年少者のよるSNS利用を禁止・制限はない。フランスのマクロン大統領は、EUレベルで禁止を求めている。年少者のSNS利用禁止・制限も検討対象になるもようだ。2024年に国として初めて16歳未満の若者のSNS利用を禁じる法律を成立させたオーストラリアの法制を手本とする方向のようだ（詳しくは、「オーストラリアSNS利用最低年齢法を読む」CNN

ニュース 121号 CNN-121.pdf）。

EUの立法は、基本的に行政執行機関である欧州委員会（European Commission）が提出した法案を、EU理事会（European Council／加盟国からなる閣僚理事会）と立法機関である欧州議会（European Parliament）が共同で採択する仕組みになっている。欧州委員会が新たなデジタル規制である「デジタル公正法案（Digital Fairness Act）」を提案する。そして両機関の承認が得られれば施行する方向だ。

このように、EUは、アメリカとは真逆で、デジタル、AIの公正利用に向けた規制を強める方向に舵を切っている。

すでふれたように、EU（欧州連合）では、2024年にAIリスク度に応じてAIを規制する規則が成立した。2026年に全面的な運用が始まる。汎用モデルのAIに対する規制は、25年8月に前倒し適用する。そこで欧州委員会は、AI開発IT企業の対応指針となる行動規範（The General-Purpose AI Code of Practice）をまとめ、25年7月10日に公表した。ところが、アメリカのテクノロジーバタリアンの一翼を担うメタ（Meta）は、「AI行動規範はAI開発を阻害する！」。だから反対。署名しないと言い出した。トランプ大王を忖度してのことだろう。また一步民主主義が後退し、テクノ専制主義の台頭を実感する。

今回の対論で扱ったのは目下のAI関連規制での最優先課題だけだ。とりわけ、AI開発の先端を走っているアメリカを取り上げた。そこでのAI利用の透明化やAIを使ったディープフェイク（虚偽情報）規制の実情を探った。これだけテーマを絞っても、各種SNS（ソーシャルメディア）プラットフォームへのAI生成のわいせつ物や児童ポルノ、フェイク政治広告の頒布・拡散など問題だらけで、手に負えない。いわば「もぐらたたき」に等しい。

わが国でも、デジタルマイナンバーやさまざまな先端技術を総動員した「デストピア」構想にストップがかからない。加えて、生成AIでつくられた政治的ディープフェイクのSNSでの頒布、拡散にもストップがかからない。ディープフェイク表現物の法的規制のあり方の議論は避けて通れない。民主主義憲法を反故にし、デジタル専制主義がバッコするような「新常態（new normal）」を作り出してはいけなない。「デジタル社会正義」に向けた難路への挑戦が続く。

《社会の裏側を暴くフリー記者やメディアの取材・報道を狙い打ち》 市民社会の新たな敵：『スラップ訴訟』（2・完）

—— 勝つことではなく恫喝狙いでの訴訟の悪用 ——

コメンテーター 清水 晴 生（白鷗大学教授）

公 的な人物や企業がしばしばスキャンダル報道や市民運動の標的にされる。こうした場合に、標的にされた側が、口封じで、告発した記者や市民を狙い打ちにして高額な賠償を求め訴訟を起こすケースが増えている。これが『スラップ（SLAPP）訴訟』と言われるものだ。

「SLAPP」とは、相手を「平手打ちにする」の英語「slap」を掛け合わせた呼び名。この種の訴訟では、勝てる見込みはほとんどない。このことから、主な狙いは、社会活動に介入し、報道ないし批判を封じ、沈黙を強要することだ。とりわけ、わが国には、訴訟、裁判をあまり好まない国民性がある。こうした国柄で、スラップ訴訟は、相手方を黙らせる（萎縮させる）面では絶大な効果を発揮する。

離婚、交通事故にかかわる損害賠償など民事訴訟は実に多様だ。民事訴訟を起こされたとする。この場合、相手方の訴え（請求）を不当だと思っても、決まった訴訟期日に法廷に出席しないといけない。なぜならば、送られてきた訴状を無視し、ほったらかしにし、欠席するのは危険だ。裁判所は、相手方の主張に沿った判決を言い渡してしまうからだ。

だから、明らかにスラップ訴訟だと見えても、訴訟期日には必ず出席しないといけない。もちろん、弁護士に頼んで代理人として代わりに出席してもらうこともできる。カネがかかるが仕方がない。そもそもスラップ訴訟は、多額の訴訟費用などを負担させ兵糧攻め、威圧、消耗、

見せしめなどで口封じするのが狙いだからだ。

わが国では現在、裁判所に印紙代さえ納めれば簡単に訴訟を起こせてしまう。その反面、不当訴訟／スラップ訴訟へのペナルティはほとんどない。しかも、仮に、不当訴訟／スラップ訴訟を理由に損害賠償が認められても数10万円～数100万円程度である。不当訴訟／スラップ訴訟によるメリットの方が上回ってしまう状況である。

いささか説教じみた書きっぷりになるが、訴訟では、反論しないと「相手の言い分を全部認めた」ことになる。このルールを、しっかり頭に叩き込んでおく必要がある。どう見ても嫌がらせ目的の裁判なら、ほったらかしにしておいても、裁判所が門前払いしてくれるはずだ、と勝手に思ってはいけない。

スラップ訴訟は、名誉棄損に対する損害賠償訴訟の形をとる。誰しも、いつ、スラップ訴訟でハラスメント／嫌がらせを受けるかも知れない。問題は、スラップ訴訟でハラスメント／嫌がらせを受けた場合の対処の仕方だ。被害者になり、反訴／訴え返えして対決するとしても、法律の素人による本人訴訟では手に負えないかもしれない。とはいえ、市民としてのこの面での対処の仕方、法的知識は豊かにしておくことは大事だ。

123号では、前号に続いて、清水教授に、スラップ訴訟が起こされた場合の対処の仕方について教えてもらった。

（CNNニュース編集部）

【内容目次】

- 1 『スラップ訴訟』とは何か
- 2 これまで現れたスラップ訴訟の主なバリエーション（以上、前号）
- 3 スラップ訴訟を起こされた場合の対処の仕方：最高裁の判例を読む
- 4 これまでのスラップ訴訟対策の議論
- 5 解決の方向性について

3 スラップ訴訟を起こされた場合の対処の仕方：最高裁の判例を読む

スラップ訴訟で不快な思いをし、ハラスメント／嫌がらせをした者と対決する（反訴／訴え返す）ことに決めたとする。この場合、被害者は、裁判所に訴え、民法の不法行為の規定を使って損害賠償を求めることができる。

民法は「故意または過失によって、他人の権利または法律上保護される利益を侵害した者は、不法行為に基づき、被害者に生じた損害を賠償する責任を負う」（709条）と定めている。この規定がスラップ訴訟への対処の仕方を考える場合のキーポイントになる。

ただ、憲法はすべての人に「裁判を受ける権利」を保障している（32条）。裁判所は、この権利を重視し、スラップ訴訟に関わる反訴／訴え返しで不法行為が成立するかどうかを慎重に判断する傾向にある。被害者が、スラップ訴訟に対決する闘い（反訴／訴え返し）で勝てるかどうかを占うとする。この場合、裁判所の慎重姿勢も織り込んでおかないといけない。

3-1 違法な裁判となる基準

スラップ訴訟でハラスメント／嫌がらせすること自体が民法上の不法行為にあたる。したがって、ハラスメント／嫌がらせで被害を受けた人は、損害賠償請求ができる。反訴／訴え返しで勝てるかどうかの「ヒント（基準）」を示した最高裁判決（裁判例）がある。

これらの裁判例では、訴訟を起こすことが、裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと判断できるときに限り、訴権〔裁判をする権利〕の濫用にあたり、不法行為が成立すると説く。もっとも、この基準は、「不当訴訟」となるかどうかのケースで示されたものである。直接「スラップ訴訟」に関連したケースで示されたものではない。必ずしも「不法行為」＝「スラップ訴訟」となるわけではない。

読者には少しわかりにくいかも知れないが、裁判例を読み解いてみる。難しい議論は要らないと思う人は、流し読みしてよいのではないかな。

3-1-1 不当訴訟であるとして損害賠償請求が認められた判例

最高裁昭和53年7月10日判決（最高裁判所民事判例集32巻5号888頁）。

このケースでは、有限会社の元オーナー経営者が、経営不振が原因で第三者に社員持分を譲渡し、およそ3年後にその譲渡を承認した社員総会決議の不存在確認を求めて裁判を起こした。

最高裁は、元オーナー経営者（原告、被上告人）の訴えは訴権〔裁判をする権利〕の濫用にあたりと判断した。以下のような理由を示したうえで、原判決（下級審判断）を破棄して訴えを却下した。

・元オーナー経営者〔被上告人〕は相当の代償を受けて、自ら社員持分を譲渡する旨の意思表示

をしたこと。

- ・譲渡に対する社員総会の承認を受けるよう努めることは、元オーナー経営者〔被上告人〕として当然果たすべき義務であるところ、当時一族の中心となつて会社を支配していた元オーナー経営者〔被上告人〕にとって、その承認を受けることはきわめて容易であつたと考えられること。
- ・経営権が移動してから相当に長い年月を経た後に訴えを提起したこと。

このケースの最高裁判決では、次のような理由に基づき、訴権〔裁判をする権利〕の濫用を認定した。

- ・国民には裁判を受ける権利が保障されている。
- ・とはいえ、その権利を濫用することは認められていない（民法1条3項、民事訴訟法2条参照）。
- ・訴訟を提起した経緯があまりにも不適切、不誠実である場合には、裁判所は訴えを門前払いにする。

3-1-2 不当訴訟ではないとして損害賠償請求が認められなかった判例

最高裁昭和63年1月26日判決（最高裁判所民事判例集42巻1号1頁）。

このケースでは、土地の売買に関し測量結果が実際より過小であつたとして売り主が測量者を訴え、その後に測量者が反訴／訴え返した。

第一審（地裁）は請求を棄却した。控訴審（高裁）は売主側が常識レベルの確認さえ怠つたとして、これを認めた。しかし、最高裁は、土地の売主は測量を依頼した立場にないと判断した。そのため、この裁判は、最終的に敗訴で確定した。

このケースでは、裁判を起こしたことが不当であることを理由に賠償責任を問えるかも争われた。最高裁は、次のような判断基準（要件）を示した。

- ・最高裁はまず、応訴／訴え返しを強いられることによる経済的・精神的負担を考えれば、訴訟提起が不当な負担を強いるものならば民法上の不法行為にあたる場合もあることを認めた。
- ・その一方で、裁判を受ける権利も保障されるから、必ずしも勝訴の根拠を得るための高度の調査や検討までが求められるわけではないとした。

では、どのような場合に裁判を起こすことが「不当な負担を強いる」ものとなるのだろうか。

この点について、最高裁は、「その主張に根拠

がなく、またないことを知っていた（知ろうとすればすぐに知れた場合も含む）場合」を指すとした。そのような根拠が空っぽの空砲のような訴訟提起は、裁判制度の趣旨にいちじるしく反することになるとした。

● 最高裁：違法訴訟基準

「その主張に根拠がなく、またないことを知っていた（知ろうとすればすぐに知れた場合も含む）場合」

3-2 議論と検討

すでにふれたように、最高裁が示したこの基準（主観的要件）は「不当訴訟」に関わるものである。直接「スラップ訴訟」にかかわるものではない。そのため、この基準（主観的要件）は厳しすぎて、スラップ訴訟に適用できる基準ではない、との批判もある。

というのも、まず、根拠がないことを知っていたかどうかといった相手の内心（心のうち）に関わることを主張・証明すること自体がかなり難しいことがある。この主観的要件（基準）はスラップ訴訟にはなじまない、という意見もある。

また、結局、相手の主張に根拠がないことやそれを知っていたことを主張し、争い、仮に勝ったとしても、そもそも裁判で長々と闘わされること自体が、訴えられた側には相当の負担になる。スラップ訴訟は、過大な負担で相手方を疲弊させることが主な目的である。勝訴が目的でないスラップ訴訟を規制するのに、この基準（主観的要件）はなじまない。むしろ、アメリカ法にならったスラップ訴訟対策立法〔スラップ訴訟防止法／反スラップ訴訟法〕による早期解決が得策とする意見もある。

ただ少なくとも現状では、スラップ訴訟を起こした者と対決する訴訟（反訴／訴え返し）においては、この最高裁判例が示した基準（主観的要件）に基づいた闘いを強いられる。それを踏まえてもう一度この判例を深掘りして見る。

最高裁は、この基準（主観的要件）を充たすように求める理由として、スラップ訴訟を仕掛ける側の裁判を受ける権利の尊重をあげる。しかし、本来、裁判制度の利用制限に慎重な配慮が必要なのは、裁判所に紛争の「終局的解決」を求める場合に限られるのではないか。そもそもスラップ訴訟は、真に裁判による解決を望んで起こされているものではない。過大な負担で相手方を疲弊させることなどが狙いである。とすれば、スラップ訴訟は、裁判を受ける権利の枠外に置かれてよいのではないか。

それから、不法行為に基づく訴訟は、「損害」の賠償を求めるものである。このことから、賠償請求する側は「損害」の存在を具体的に特定する必要がある。すでに悪評が広がっている中で同種の報道がなされたからといって、本当に名誉・社会的評価が下がり「損害」が発生したといえるのかがまず検討されるべきである。それは報道内容の真実性を問う以前に明らかにされなければならない。根拠のある／ない主張かどうかは、まずこの時点で判断されないといけない。

またこのとき、その内容が「公的事項」かどうか、判断要素に加えられるべきである。公的事項は文字どおり公共的な関心・検討の対象である。したがって、その事柄には、支持のほか批判が生じるのもやむをえない。公的人物や公的事項は、公共的性格も持っている。したがって、個人の人権やプライバシーに関わる場合であっても、同時に、言論・表現の対象となる。そうでなければ、共同社会における自由闊達な討論や合意形成ができなくなってしまう。標的になった事柄の公共性が高ければ高いほど批判の対象とされるのは、むしろ民主社会においては当たり前のことと考えないといけない。したがって、賠償請求する「損害」の評価においては、その分は通常受忍すべき（甘んじて受けなければならない）ものとしてから差し引かれなければならないといけない。

このことは、公的人物である政治家にも同じくあてはまる。

公人は、むしろ、反論のためのメディアへのアクセスは難しいのではないか、との意見もある（小倉秀夫・法セミ780・35）。どうだろうか。むしろ、雲隠れした上でスラップ訴訟で反論しているのが実態なのではないか。

また「損害」の有無・程度の評価においては、損害が発生するに至った経過を踏まえる必要がある。そのうえで損害賠償請求の合理性を問い（青木歳男・法セミ780・11参照）、その中では損害と請求額とのバランスについても考慮する必要があるのではないか。

このように、不法行為に基づく賠償請求訴訟では、まず、請求の根拠となる「損害」を基礎づける事実の証明を求めることが大切だ。

もちろん、ライン（Line）、エックス（X）、ユーチューブ（YouTube）、フェイスブック（Facebook）のようなSNS（ソーシャルメディア）上でデマなど、ウソ（フェイク）をウソと知りながら、問題情報をばらまくような行為は別である。こうした行為は、先[3-1-2]にあげた最高裁昭和63年1月26日判決の基準によっても、

明らかに民法上の不法行為（民法 709 条）にあたる。さらには、刑法上の名誉毀損罪（刑法 230 条）にもあたる。そのウソが拡散すれば活動の自由を奪われる、あるいは公平な機会の享受が妨げられたりもする。この場合には、その行為の違法性と損害賠償を求めることができる。あからさまなデマ（フェイク）だとわかる批判の投稿（ツイート）がネット上に拡散したとする。こうした場合には、社会的評価上の具体的な損害が認められているのではない。

民法 709 条〔不法行為〕

「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」

4 これまでなされてきたスラップ訴訟対策の議論

4-1 反訴

報道された記事やツイートされた投稿で名誉が棄損されたということで、企業ないし政治家、宗教団体など（原告）が、損害賠償訴訟を起こしたとする。しかし、訴えられた側（被告）が、その記事や投稿は真実で、訴訟はハラスメント／嫌がらせで、スラップだと考えるとする。この場合、その訴訟は違法だとして「反訴／訴え返し」、反撃をすることができる。

民事訴訟法 146 条 1 項（本文）

「被告は、本訴の目的である請求又は防御の方法と関連する請求を目的とする場合に限り、口頭弁論の終結に至るまで、本訴の係属する裁判所に反訴を提起することができる。」

幸いにも、反訴／訴え返しによる反撃に成功し、裁判所が、違法なスラップ訴訟を仕掛けてきた者（原告）に対する損害賠償請求を認めたとする。ただ、問題は、概してその賠償額はわずか、満足いく金額でないことだ。

実際、スラップ訴訟による被害は多岐にわたる。弁護士費用やそのためにかかる時間や負担はもちろんのこと、業務にも当然支障が出てくる。また、職場での信頼関係や関係者との間の信用・評判が傷つくこともある。加えて、スラップ訴訟の対象とされたことによる肉体的・精神的な負担も正当に評価されるべきだ。

さらには、市民としての表現活動や抗議活動の行使を妨げられたことによる人権侵害に対する賠

償も評価しないといけない。

このことから、裁判所が賠償額を高額化すれば、効果的なスラップ訴訟対策につながるのではないかと、との意見もある。

もっとも、スラップ訴訟を仕掛ける側は潤沢な資金の裏付けがあることが多い。この点を考えると、賠償額の高額化はスラップ訴訟を起こさせないための対策としてはさほど効果があるとは思えない。

もちろん、スラップ訴訟を仕掛けられた側（被告側）がその経済的な力を回復・維持し、さらなる対決のための資力を確保できるということでは一定の意味はあると思うが。

4-2 アメリカの判例理論（の立法化）による解決

名誉が毀損されたとしてスラップ訴訟を仕掛けたのが「公的人物」とであるとする。この場合、アメリカの判例法では、訴訟を仕掛けた原告側が、名誉毀損を行った相手が「記事に根拠がなく、またないことを知って（知ろうとすればすぐに知れた場合を含む）」いながら発表したことを、証明しなければならないことになっている。「現実的悪意（actual malice）」の法理という。わかりやすくいえば、訴える側に、その訴えに悪意ないし不法な動機がないことを明らかにするように求めるルールである。

つまり、名誉棄損のツールを使って訴訟を起こしたケースでは、原告である報道ないし投稿された公的人物の側が、報道ないし投稿した相手側の「悪意」（記事が無根拠と知っていたこと）を証明する義務を負うことになっている。このように、公的人物に関しては、その名誉よりも、報道の自由や市民の知る権利を優先させているのである。

本来、裁判では、損害を主張し請求する側（原告側）が損害の存在を証明すべきである。損害の違法性についても同じだから、本来は名誉毀損という不法行為の「悪意」性についても原告側が証明すべきであろう。つまり、アメリカの判例は、本来の損害賠償請求の原型／古典に戻っているだけのように見える。

しかし、わが国の名誉毀損訴訟では、証明責任が、実質的に被告側、つまりスラップ訴訟を仕掛けられ、ハラスメント／嫌がらせを受けた側に転換されてしまう。このことが、スラップ訴訟の濫用につながっている。この点についてはすでにふれたところである。いずれにしろ、本来、不法行為に基づく違法性を問う場合、訴える原告側がその証明をすべきであろう。

加えて、裁判所はまず「具体的な損害」発生の証明を、スラップ訴訟を仕掛けた原告側に求めるべきである。

その証明においては、損害が単に「社会的評価が下がった」だけでは足りない。損害が、違法な行為に起因することについて、真実相当性（不十分な取材など）も立証してもらわないといけない。その場合、前提として、原告側に、被告側の発言／発信などが根拠なしで、軽率であると証明するように求めるべきだ。まず、原告が根拠をあげて違法性を主張し、次に相手（被告）が違法性を否定する事実の証明をするという順序はむしろ当たり前といえる。

原告にこうした証明を求めても、とりわけ SNS（ソーシャルメディア）での不用意な発言やデマ（フェイク）の発信に対する名誉毀損を問うケースでは、過度な負担とはならないのではないかな。そもそも、軽率性は明らかであるからである。

4-3 スラップ訴訟対策立法による解決

すでにふれたように、アメリカには、「現実的な悪意」の存在を示させるという判例で確立された法理がある。とはいっても、それでも訴訟手続自体はスタートしてしまう。主張をし合い、その証明を行うという段階に至って初めてこの法理は機能する。つまり証明責任は軽減されるものの、仕掛けられた裁判にはやはり対応せざるをえない。対応を怠ると敗訴になってしまうからである。

裁判などには参加したくはない。にもかかわらず、裁判で闘いを強いられてしまうことがスラップ訴訟の大きな問題なのである。だからこそ、やはりスラップ訴訟対策のための新法、つまりスラップ訴訟対策立法が必要になるのである。

その内容は、スラップ狙いの裁判手続きをストップさせる、あるいは思いとどまらせることを目的とすべきである。つまり、新法は入り口の対策を重視しないといけない。

それには、まず、スラップ訴訟を仕掛けた原告側に、相当程度の勝訴できる見込みを示すことを義務づけないといけない。つまり、原告側に自らの主張の根拠となる具体的損害や相手の違法性を相当な程度に証明するように求めないといけない。

これにより、市民の側が享受する報道の自由や知る権利を保障することができる。加えて、公的人物が受忍すべき（甘んじて受けなければならない）程度の被害を差し引いて評価した名誉権とのバランスを取ることができる。

もちろん、こうした立法による解決に大きな期待を持てるかについては疑問も残る。というのは、こうした立法をするのは、報道の標的となる政治

家たちだからだ。スキャンダルを報道され、その口封じにスラップ訴訟を仕掛けてきた当の本人たちに、自分たちの手足を縛る的確な立法を期待できるかどうかは定かではない。

となると、スラップ訴訟を問題視し、スラップ訴訟対策立法に動く政党を支持する市民の動きが重要な役割を担うのではないかな。

5 解決の方向性について

5-1 個人レベルの現実的対応

スラップ訴訟はひ弱な個人を標的とした悪質な裁判の濫用といえる。つまりスラップ訴訟を仕掛けられ一番の犠牲になるのは、多くの場合、普通の市民や真実報道を手掛けるフリーランスのジャーナリストなどだ。まさに犠牲になるには、巨額の賠償請求で脅してくるスラップ訴訟の前では非力な人たちである。

非力な市民に襲いかかってきた相手は総じて、力のある存在だ。しかし、その足元はグラグラと不安定であることも少なくない。また、彼らは世論の動きを大いに気にする。

スラップ訴訟で、訴えの根拠があいまいであれば、どんなにふっかけようとその主張は通らず、裁判所は、むしろ訴えは不当、違法と判断するはずだ。的確な反訴／訴え返しをすれば最低限の被害の回収もできるはずだ。

たしかに弁護士費用はかかるし、反訴／訴え返しで巻き返しを図ることは容易ではないかもしれない。勇気を出して不正義に対抗しないといけない。

非力な人たちが勇敢に不条理なスラップ訴訟に挑めるように、不正義をただす闘いをバックアップする世論づくりも欠かせない。訴訟支援クラウドファンディングの仕組みづくりも一案である。

5-2 スラップ訴訟が周知されること

流れを大きく変えるには、裁判所に時代に即したスラップ訴訟への判断を求めないといけない。また、国会にスラップ訴訟対策立法を求めないといけない。その機運を高めるには、まずスラップ訴訟とは何かについて、市民に広く知られることが大事だ。つまり、普通の市民の間で、スラップ訴訟は、憲法上の裁判権行使を装い、訴訟の悪用で自己に不都合な他人の言論を抑え込もうとするものだという認識を共有できるようにならないといけない。

ひとくちに、名誉棄損ツールを使ったスラップ訴訟といっても、多様である。また、これらは、さまざまなタイプに分けられる。1つは、伝統的な

マスメディア記事への名誉棄損訴訟である。また、SNS（ソーシャルメディア）への投稿（ツイート）への名誉棄損訴訟である。それから、法律上の権利行使に対するリベンジ狙いの名誉棄損訴訟もある。

例えば、「企業によるスラップ訴訟」はどうか。どの企業も、営業上のリスクを考えると、「スラップ訴訟を仕掛ける企業だ」というレッテルを貼られることを嫌うはずだ。正論を唱える消費者の口封じをするためのスラップ訴訟を仕掛けるような企業は社会のメンバーとしてふさわしくない。こうした認識が広く市民の間で共有される必要がある。そうすれば、企業によるスラップ訴訟は抑制の方向に向かうのではないか。

政治家など公的人物が「訴訟中なのでコメントできない」などというスラップ訴訟の「議論キャンセル機能」（烏賀陽弘道・法時82・7・69、吉野夏己・法セミ780・42）が問題視されている。こうした機能にストップをかけないといけない。でないと、公的人物に説明責任を果たしてもらうことはできないからだ。

5-3 求められる弁護士会の対応

スラップ訴訟には弁護士の協力がある。スラップ訴訟は人権侵害や裁判制度の濫用につながるものである。スラップ訴訟に関与する弁護士を弁護士会として野放しにしておくことが問われている。

弁護士会として、事前にスラップ訴訟にストップをかけることは難しいかもしれない。しかし、裁判ではっきりとスラップ訴訟と断じられたケースに関しては、弁護士の関与態様について弁護士会が調査するといった対応が必要ではないか。

もちろん弁護活動は依頼者側の意向を汲んで行われるものだ。とはいっても、場合によっては私欲を優先して積極的にスラップ訴訟を仕掛けるなど、弁護士が社会的役割に反した業務をすることも考えられる。そうした場合に、弁護士会はしかるべき対応を取れるような態勢を整備すべきである。

5-4 裁判所に求められるスラップ「常習性」の評価

裁判所には、スラップ訴訟に対する時代に即した判断が期待されている。裁判所が不当訴訟／スラップ訴訟と認定するとする。その場合、同種の訴訟を反復して提起していないかを確認すべきである。つまり、スラップ性の認定や行為の悪質さ・賠償額の評価において、「常習性」を重視すべきである。

裁判所には、これまでの慎重姿勢を転換し、「常

習性」を含めスラップ認定により積極的になるように求められる。スラップ訴訟を繰り返す企業や人物に対する市民の視線をいっそう厳しくできるからだ。このことが、ひいては司法に対する高い信頼と司法機能の高評価につながられるのではないか。

5-5 スラップ訴訟対策立法早期実現のすすめ

スラップ訴訟対策立法への期待が高まっている。どんなデザインの立法がベストなのかを含め、国会はできるだけ速やかにスラップ訴訟対策立法実現に向けた議論をはじめないといけない。こうした議論は、スラップ訴訟の問題性を広く市民に知ってもらうことにつながるからである。また、スラップ訴訟を批判者の口封じに使う企業や政治家に対する牽制にも資するからである。ひいては、市民やメディアが、スラップ訴訟リスクにおびえることなく、自由な言論活動を享受できる社会、法環境の確立につなげることができるのではないか。

もともと、立法府を牛耳る政治家はスラップ訴訟の「大口利用者」である。彼らにスラップ訴訟対策立法について過度な期待はできないかもしれない。スラップ訴訟を多用する政治家を支持する選挙民も、そうした立法を望まないかもしれない。

とはいえ、SNS（ソーシャルメディア）にアップされた投稿（ツイート）が、口封じのための名誉棄損をツールとしたスラップ訴訟の標的にされかねない現在の法環境が続くことは決して望ましいことではない。また、ファクトチェックを顧みないような普通の市民が、無邪気なツイートをしたことで、名誉毀損をツールとしたスラップ訴訟の標的となりやすい社会が続くことも望ましくない。非力な個人が、仕掛けられたスラップ訴訟でハラスメント／嫌がらせの被害者になる危険性のない社会づくりは大事である。やはり、スラップ訴訟対策立法の実現が急がれる。

国会でスラップ訴訟対策立法が開始されれば、一連の議論を通じて、スラップ訴訟の実態が暴かれる。また、問題点が広く市民や企業、政治家などに知られるようになる。このことが、スラップ訴訟への自戒自製の波の広がり、投稿者のファクトチェック意識の育成、さらには名誉毀損にあたるようなSNSへの投稿／ツイートの抑制につながるのではないか。さらには、炎上狙いの煽りやフェイクのツイートでも収益をあげられる現在の無秩序なアテンションエコノミーの改善にもつながられるのではないか（もちろん、期待しすぎは禁物であるが）。（了）

論評：ダークパターン記事とは何か

**日経記事「患者を救うのは消費税だ～病院再生、医療費に課税を」
(25年8月25日朝刊)を深読みする**

CNNニュース編集部

◆「患者を救うのは消費税「ゼロ税率、だ」
～ろうに？

日経記者の大林氏（頭名）・ミスト氏（匿名）は、記事「患者を救うのは消費税だ～病院再生、医療費に課税を」（25年8月25日朝刊）を掲載した。この御仁は説く。医療機関の公的保険医療サービスが、消費税の非課税取引になっている。このため、医療機関は仕入税額控除ができない。「損税」が発生する。税の累積排除ができるように、「課税取引」にすべきだ、と。

授業料などが非課税となっている大学なども同じ「損税」問題に遭遇している。この御仁は、国際医療福祉大学などでレクをしたこともあり、とりわけ医療に関心が深いのかも知れない。

この御仁は説く。消費税導入時に、財政当局は、医師会や患者団体などからの政治的圧力をかわすために、「非課税」で妥協を図ったと。どうだろうか？真相は「非課税」導入は、「ゼロ税率つぶし」が狙いだったはずだ。導入前の政府税調などでの議論を読めば「真相」がわかる。

この御仁は、課税取引にし、軽減税率の適用も選択肢になると説く。この御仁の保険医療サービス課税取引案は、踏み込みが足りない。というよりは、生活者を苦しめる主張そのものだ。課税取引になったら、軽減税率が適用されても、患者は8%（現行）の負担が強えられることになる。

オーストラリアでは、保険医療サービスはゼロ税率での課税だ。つまり、消費者である患者は、0%で課税。だから実質無税である。一方、事業者である医療機関が提供する保険医療サービスは課税。だから、仕入にかかった税額を控除できる。古くなった病院の再建も容易だ。

この御仁は、保険医療サービスへのゼロ税率課税の仕組みがあることを意図的に知らせないようにしているのではないか。知見不足とは思えない。目つぶしを喰わせようとしているように見える。医療サービスと消費税の問題を論じている専

門家のなかでは半ば常識である「ゼロ税率」には一言もふれない。ふれないように記事をまとめる書きっぷりは、この御仁の生きざまを表しているのだろう。見方によっては「悪意あるカラクリ記事」、「ダークパターン記事」とも思えるのだが？

この御仁の提案が正夢になればどうなるのだろうか。消費財源の浸食を危惧する財政当局を付度し、連中を大喜びさせることになる。一方、生活者を重税で苦しむ、そんな結果になる。タイトルを「患者を救うのは消費税「ゼロ税率、だ」に替えた方がよい。

この御仁は、熱烈なマイナンバー歓迎派だ。金融プライバシーなど要らないの論調で財政当局に肩入れする。この御仁は、話術には長けているのかも知れない。だが、生活者の視点を操ることが多く、あまり誠実な記者のようには見えない。常に要チェックだ。

25.08.25の記事に続き、日経25.09.25朝刊コラム「大機小機」にミスト氏が「消費税減税は民意なのか」の記事をアップした。この記事も、民の立場にたつふりをして、官を付度する書きっぷりだ。

◆消費者を誘導する巧妙な「ダークパターン」
ウェブサイトやアプリの規制

ウェブサイトやアプリを巧妙にデザインし、ユーザー／消費者が本来は望んでいない選択をさせる手法／トリックを「ダークパターン」という。言い換えると、「ダークパターン」とは、ウェブサイトやアプリにおいて、利用者／消費者が必ずしも望んでいない選択を無意識のうちに選ばされるよう設計されたデザイン手法を指す。便利に見えるものの、ネットの裏に潜む、利用者／消費者を誘導する巧妙なトリックである。

2025年4月、消費者庁は、『「ダークパターン」に関する取引の実態調査』の実施結果を公表した（いわゆる『ダークパターン』に関する取引の実

態調査 | 消費者庁)。

今回実施した調査の目的は、国内で横行するこの種の手法を分類・可視化し、今後の消費者保護につなげることにある。

調査は、消費生活相談情報や実際の取引実態に基づき、現場の声を丹念に拾い上げて行われた。

調査結果には、典型例として32のダークパターンを列挙している。「事前選択」、「隠れ定期購入」、「偽りの階層表示」「お客様の声(偽レビュー)」、「強制登録」などだ。たとえば「事前選択」では、商品購入ページにおいて高額なプランがあらかじめ選択されており、消費者が意図せずそのまま購入に進んでしまうケースが多数確認された。こうしたデザインは、景品表示法や特定商取引法とぶつかると思われる。当然、法的リスクもある。情報の非対称性を逆手に取ったこれらの手法は、消費者の判断力を奪う。さらには不要な出費や不利益な契約に誘導されることにもなりかねない。

◆購読者を誘導する巧妙な「ダークパターン記事」のチェックも大事

読売新聞は、2025年7月23日の夕刊1面と号外、それに24日の朝刊1面で「石破首相退陣へ」という記事を掲載した。また、号外では「月内にも退陣を表明する方向で調整する」と報じた。しかし、読売新聞は「結果として誤報となった」として謝罪した。社内で処分も行った。この件は「フェイク記事の搭載」と解してよい。

こうしたフェイク記事は別物として、新聞記者は、自由に記事を書いてよいはずだ。ただ、「ダークパターン」記事とはどういったものを指すのだろうか。ユーザー／消費者である購読者の視点から深掘りしないといけない課題である。

新聞、とりわけ大新聞は、購読者に対してバイアスのない記事／情報を提供する使命がある。一方、購読者も、政府サイド、業界サイド、住民サイドなどに誘導するダークパターン記事をチェックする資質が求められる。

民間活力を駆使し、伝統的なメディアである新聞についての「ダークパターン記事」の実態調査が求められるのではないかな。

* * *

日経記事「患者を救うのは消費税だ～病院再生、医療費に課税を」は、「ダークパターン記事」だと思うのだが。こう批判すること自体が「バイアス」と取られる可能性もある。SNSのようなニューメディアと新聞のような伝統的メディアとを分けて考えない方がよいとする見方もある。

この記事は「ダークパターン記事」かどうかをAIに聞いてみた。

回答は次のとおりだ。

◇ 感情的なタイトルか？

「患者を救うのは消費税だ」という表現は挑発的で、読者の注意を引くためのレトリックとも取れます。ただし、内容が事実に基づいていれば、必ずしもダークパターンとは言えません。

◇ 一面的な主張か？

記事では、病院経営の苦境や診療報酬制度の問題点を挙げ、消費税課税の必要性を論じていますが、反対意見や代替案の提示が乏しい場合は、バランスを欠いている可能性があります。

◇ 読者を誘導しているか？

「消費税が患者を救う」という主張は、消費税に対する一般的な反感を逆手に取った逆説的な構成で、読者の認知を揺さぶる意図があるかもしれません。

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)

東京都豊島区西池袋3-25-15 IBビル10F 〒171-0021

Tel/Fax : 03-3985-4590 Eメール : wagatsuma@pij-web.net

編集・発行人 中村克己

Published by

Privacy International Japan (PIJ)

IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro

Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan

President Koji ISHIMURA

Tel/Fax +81-3-3985-4590

<http://www.pij-web.net>

2025.10.13 発行 CNN ニュース No.123

入会のご案内

季刊・CNN ニュースは、PIJの会員(年間費1万円)の方だけにだけお送りしています。入会はPIJの口座にお振込み下さい。

郵便振込口座番号

00140-4-169829

ピー・アイ・ジェー (PIJ)

NetWork のつづき

・米のトップは、SNSでのフェイク情報発信の常習者。先の参院選、SNS選挙で、若者右派が勝利した。シルバー民主主義が転落したとの短絡的な見方も。日米ともに、政治的なディープフェイクを規制し、壊れた民主主義の立て直しが急務だ。(N)